

大分市


バリアフリー
基本構想
【鶴崎駅周辺地区】





大分市

令和2年4月

目 次

 第1章 計画策定の背景と目的	1
1. 背景と目的.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画期間.....	4

 第2章 バリアフリーマスタープランにおける前提条件の整理	5
1. 基本方針.....	6
1-1. 基本的な考え方.....	6
1-2. 基本理念.....	7
1-3. 基本方針.....	8
2. 重点整備地区の設定.....	9
2-1. 移動等円滑化促進地区の選定.....	9
2-2. 重点整備地区の選定.....	11
3. 鶴崎駅周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路の設定.....	17
3-1. 生活関連施設の選定.....	17
3-2. 生活関連経路の選定.....	19

 第3章 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリーの現状と課題	23
1. 鶴崎駅周辺地区におけるまちづくりの動き.....	24
2. 鶴崎駅周辺地区のバリアフリーに関する問題と課題の整理.....	26
2-1. ヒアリングによる問題と課題の整理.....	26
2-2. 住民アンケート調査による問題点と課題の整理.....	28
2-3. まち歩きによる問題点と課題の整理.....	29
3. 重点整備地区におけるバリアフリーに関する取組方策.....	32
3-1. バリアフリーに関する課題の整理（取組方策）.....	32
3-2. バリアフリー事業に関する取組方策.....	34
4. 鶴崎駅周辺地区の概括.....	37



第4章 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリーの推進……………39

1. バリアフリーの整備方針……………40
 - 1-1. 生活関連経路……………41
 - 1-2. 公園（生活関連施設）……………48
 - 1-3. 生活関連施設（公園以外）……………52
 - 1-4. 公共交通に関する移動等円滑化（路線バス）……………53
2. 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリー事業の内容……………61
 - 2-1. 公共交通（バス）のバリアフリー化……………61
 - 2-2. 道路のバリアフリー化に関する事業……………61
 - 2-3. 都市公園のバリアフリー化に関する事業……………63
 - 2-4. 建築物のバリアフリー化に関する事業……………63
 - 2-5. 交通安全のバリアフリー化に関する事業……………63



第5章 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリー化の推進に向けた取組……………65

1. 心のバリアフリー……………66
 - 1-1. 心のバリアフリーに関する問題と課題の整理……………66
 - 1-2. 鶴崎駅周辺の重点整備地区における心のバリアフリーの取組方策……………67
2. 基本構想の推進体制……………69
 - 2-1. 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリー推進体制……………69

資料編（バリアフリーまち歩き・意見交換会開催記録）……………71

1. バリアフリーまち歩き・意見交換会の概要……………72
2. バリアフリーに対する意見のまとめ……………77
3. バリアフリーまち歩き・意見交換会の様子……………87



第1章 計画策定の背景と目的



1. 背景と目的

本市は、高齢者や障がい者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図るため、平成16年3月に「大分駅を中心とする交通バリアフリー基本構想」を策定しました。

その後、法制度の見直しや少子高齢化社会の到来、ユニバーサルデザインの考え方の導入などを受けて、平成26年3月に「大分市バリアフリー基本構想（以下「旧基本構想」という。）」を策定し、高齢者や障がい者を含むすべての人が安心・安全に回遊できる、人にやさしいまちづくりを推進してきました。

平成30年5月に公布、その後施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正バリアフリー法」という。）において、新たにマスタープラン制度が創設され、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化が必要とされています。また、鉄道駅等の旅客施設を中心とした地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集積した地区において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、交通安全等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、高齢者への対応や障がい者の社会進出等を促進することが求められています。

本市においても、「改正バリアフリー法」に基づいて、移動等円滑化促進方針（大分市バリアフリーマスタープラン）を策定し、鶴崎駅周辺地区は移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）として位置づけをしています。

現在、わが国は急速な高齢化が進行し、超高齢社会を迎えている中、本市における総人口は今後減少傾向に転じることが見込まれ、高齢化は増々進行していく傾向にあります。

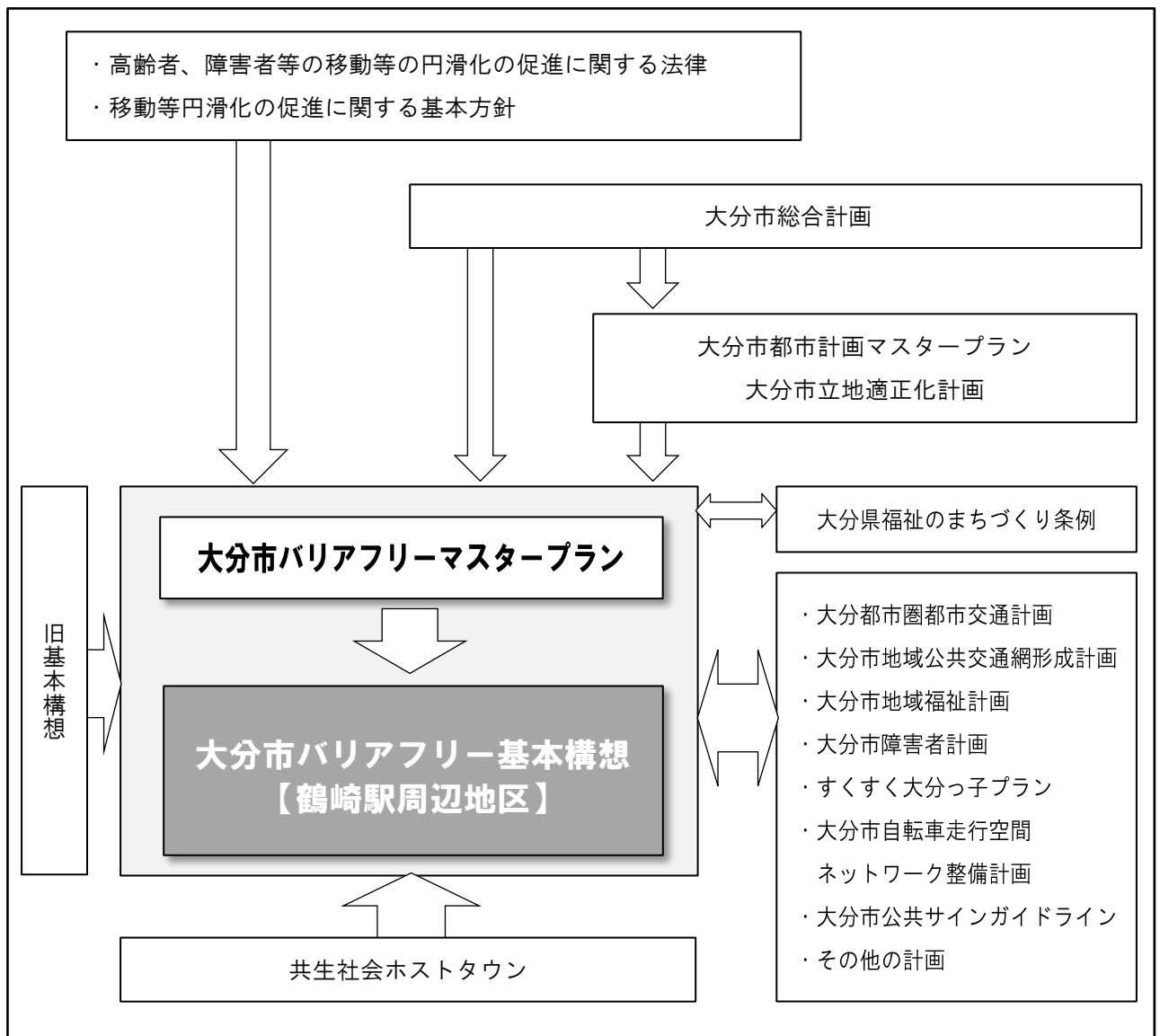
鶴崎駅周辺地区は、土地区画整理事業や周辺開発により住宅地が形成され、鶴崎市民行政センターや鶴崎公民館等の公共施設が集約していることから、バリアフリー化の必要性の高い地区として、「大分市バリアフリー基本構想【鶴崎駅周辺地区】」を策定し、高齢者や障がい者を含むすべての人に利用しやすい都市の基盤整備、そして人にやさしいまちづくりを目指します。

2. 計画の位置づけ

大分市バリアフリー基本構想【鶴崎駅周辺地区】は、大分市バリアフリーマスタープランにおける、面的・一体的なバリアフリー化の方針に基づいて策定します。

また、市のまちづくりに関する施策や事業と連携して、バリアフリーのまちづくりの実現に向けた事業計画を講じます。

表 - 大分市バリアフリー基本構想【鶴崎駅周辺地区】の位置づけ





3. 計画期間

大分市バリアフリー基本構想【鶴崎駅周辺地区】の計画期間は、施策の進捗状況のフォローアップを毎年実施するものとし、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、5年を目途に見直しを行うものとし、計画の期間について、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大分市バリアフリー 基本構想 【鶴崎駅周辺地区】	計画期間				
					見直し 予定

図 - 計画期間



第2章 バリアフリーマスタープランにおける 前提条件の整理



1. 基本方針

1-1. 基本的な考え方

旧基本構想では、高齢者や障がい者を含む全ての人が安心・安全に回遊できる、人にやさしいまちづくりを目的としています。このことは、障がいのある人が社会生活をしていく上で障がい（バリア）となるものを除去する考えのもと、障がいの有無、年齢・性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市の基盤整備や生活環境をデザイン（ユニバーサルデザイン）する姿勢に相通じます。外国人との交流についても、観光客の増加や留学生の受け入れ等による傾向を踏まえ、ユニバーサルデザインによる対応が求められます。

このような考え方について、高齢者や障がい者を含む全ての人を対象とするバリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりを目指すものとします。

そして、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の改正により、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を目指し、バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組みを強化するために、バリアフリーマスタープランの作成やバリアフリー基本構想の策定の促進等、提起しています。

《高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第一条の二》

（基本理念）

この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならない。

本市は、大分市総合計画において、「笑顔が輝き夢と魅力あふれる未来創造都市」の実現に向け、障がいのある人が安全で快適に移動することのできる総合的な交通対策を推進するために、施設・情報のバリアフリー化を掲げています。また、大分市地域福祉計画において、「支え合って共に生きる みんなが主役のまちづくり」を基本理念としています。

これらのことを踏まえ、今後も、大分市全域において地域特性や社会情勢の変化などを考慮して、市民の意見を反映する住民参加を促進し、市民、事業者、行政との連携によるバリアフリー化に取り組めます。

1-2. 基本理念

障がいの有無や年齢にかかわらず、安心して生活ができるようにバリアフリーに対する人々の理解がさらに深まり、まちの環境整備が進むことで、バリアフリーのまちづくりが大分市全体に広がっていく、そのようなイメージが伝わる表現として、次のような基本理念を設定しています。

基本理念

だれもが自由に どこへでも豊かさあふれる 大分市

○だれもが自由に どこへでも

歩行空間や公共交通機関、公共施設をはじめとするハード施設の整備とともに、心のバリアフリーの取組を推進することで、障がいの有無、年齢・性別、人種等にかかわらず、誰もが安全で安心して、円滑に行きたい場所へ自由に移動することができる生活環境を目指します。

○豊かさあふれる 大分市

誰もが円滑に移動することができるためのハード面のバリアフリー、およびソフト面のバリアフリーの推進により、結果として得られるのは生活圏域の拡大です。これに伴い、多くの文化的・社会的活動への参加へ結びつけることができ、共生社会を実現します。



1-3. 基本方針

基本理念に基づき、バリアフリー化の推進に向けた課題の解決に向けて、これまでの基本方針をより一層発展させるために、大分市バリアフリーマスタープランの基本方針を次のように定めています。

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの大分市全域への拡大

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、年齢、障がいやケガの有無、性別等に関わらず、誰もが社会参加ができる安全で快適なまちづくりを推進します。バリアフリーマスタープランの策定により、移動等円滑化促進地区の選定及び重点整備地区を設定し、バリアフリー・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりにおける大分市全域への拡大を推進します。

2 誰もが円滑に移動できるバリアフリー環境の形成強化

本市の都市計画、公共交通ネットワークの特性を踏まえ、高齢者や障がい者をはじめ誰もが、歩行または公共交通を利用してどこへでも円滑に移動ができるバリアフリー化の環境整備を推進します。不特定多数の人々が利用する施設において、バリアフリーの取組を進めます。

3 市民・事業者・行政の協働による住民参加の取組

事業者や国・県・市の連携を図り、不特定多数の人々が利用する施設を含む一体的かつ重点的なバリアフリー化を推進します。また、計画段階での高齢者、障がい者等との意見を交わすなど、住民参加によるバリアフリー化に取り組めます。

4 継続的なバリアフリー化の進行管理と検証

バリアフリー化は単発的な整備で完了するものではなく、また、費用面や整備内容によって短期的に整備を完了することが難しい場合もあることから、面的かつ一体的な整備を継続的に取組むことが必要です。

継続的な取組を行うにあたっては、取組の進行管理を行いながら、PDCA サイクルによる検証を行い、結果に応じて見直しや新たな取組を行います。

5 心のバリアフリーの推進

安全・安心に社会生活ができるようにするために、物理的な整備だけでなく、市民一人ひとりがバリアフリーについて理解を深め、お互いに協力し、助け合うことにより、心のバリアを取り除くことが必要です。

市民一人ひとりが高齢者、障がい者等への理解と意識の醸成を図るために、これまでの取組を継続して進めていくことが重要です。

6 計画立案から周知へ、バリアフリーの普及・啓発活動の推進

施設のバリアフリー化によるハード整備の充実とともに、高齢者、障がい者等に対して、市民一人ひとりがやさしさや思いやりを持って接するために、バリアフリー化に関する本市の取組状況を共有し、各種の啓発・広報活動に取り組めます。

2. 重点整備地区の設定

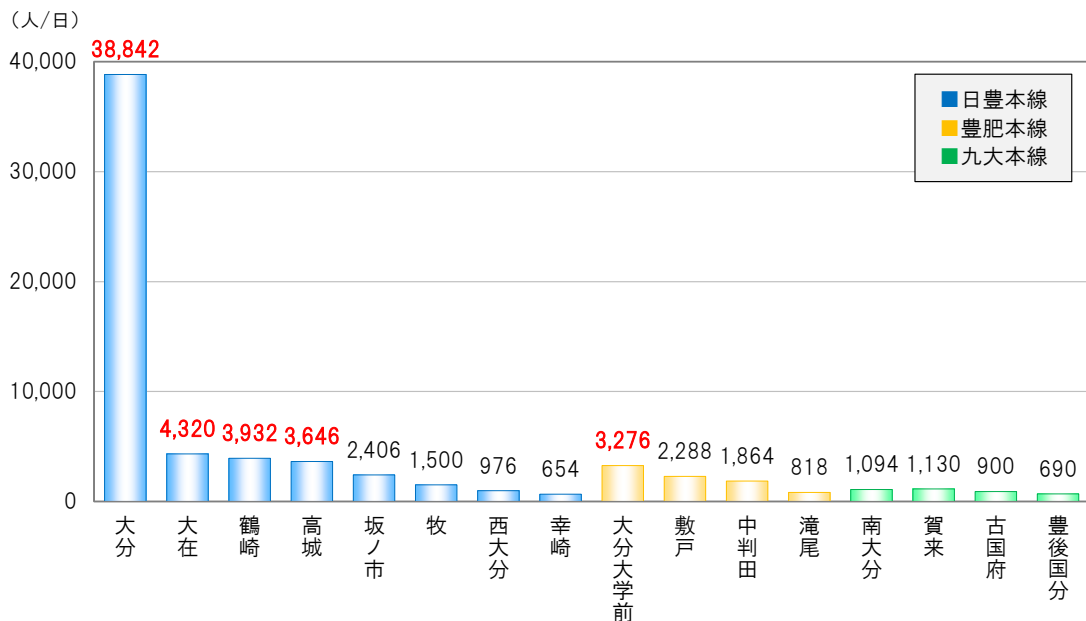
2-1. 移動等円滑化促進地区の選定

大分市バリアフリーマスタープランにおいて移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）は、国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」における移動等円滑化促進地区の選定要件とバリアフリー法の改正で追加された大分市地域公共交通網形成計画との調和の視点から、次の条件に該当する地区をバリアフリー化の必要性が高いと位置づけて選定しています。

<選定条件>

- A. 1日平均利用客数が3,000人以上の旅客施設（国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」を参考としている）を中心とした地区
- ・ 1日平均利用客数が3,000人以上の旅客施設を中心とした地区
- B. 大分市地域公共交通網形成計画においてバリアフリー整備に関する計画を設定した地区
- ・ 中心市街地循環バス「大分きゃんバス」の運行エリアのある地区
 - ・ JR駅のバリアフリー化推進の対象駅がある地区

A条件では、JR大分駅、JR大在駅、JR鶴崎駅、JR高城駅、JR大分大学前駅の5駅周辺地区が存在します。



資料：大分市統計年鑑（平成30年度版）より

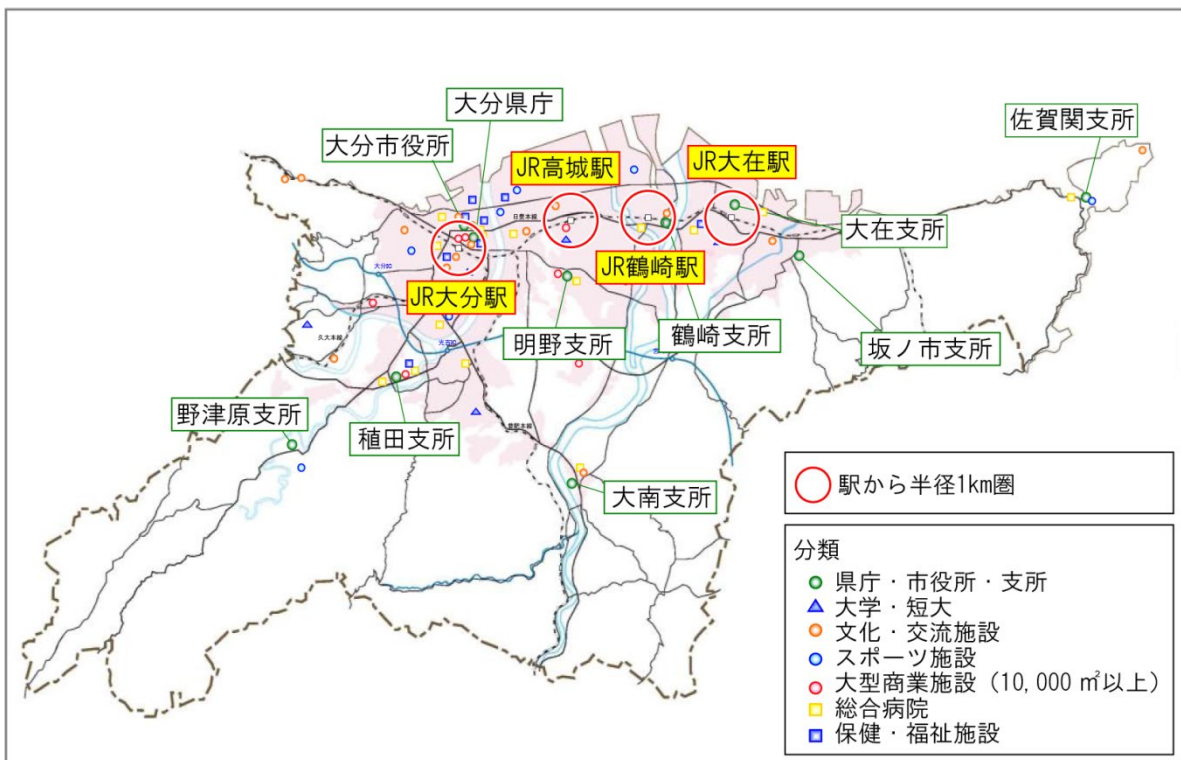
図 - 市内の駅別1日平均利用者数（平成29年）※一部の駅を除く

B条件では、JR大分駅、JR大在駅、JR鶴崎駅、JR高城駅が存在します。

2つの条件が当てはまるJR大分駅、JR大在駅、JR鶴崎駅、JR高城駅の周辺地区を移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）と大分市バリアフリーマスタープランにおいて選定しています。



視点	JR 大分駅	JR 大在駅	JR 鶴崎駅	JR 高城駅	JR 大分 大学前駅
A条件 1日平均利用者が3,000人以上の旅客施設を中心とした地区	○	○	○	○	○
B条件 「大分キャンパス」の運行エリアのある地区、またはJR駅のバリアフリー化推進の対象駅がある地区	○	○	○	○	



資料：中心市街地公有地利活用基本構想（2019年3月）より

図 - 移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）の位置

2-2. 重点整備地区の選定

(1) 重点整備地区の位置づけ

大分市バリアフリーマスタープランでは、地区におけるバリアフリーに関する事項として、「区域の設定」、「生活関連施設及び生活関連経路の設定」、「地区の概要とバリアフリー状況の把握」、「整備の方向性」について整理しています。

そのことを踏まえ、「重点整備地区の位置づけ」及び「重点整備地区の選定」、「重点整備地区の区域設定」について定めます。

重点整備地区とは、旅客施設、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、歩行者用信号機等について重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進する地区です。

本市は「利用者が多い駅」の周辺で「不特定多数の方が利用する施設」が多く立地する地区が「優先性」が高いと考えます。そして、施設や経路のバリアフリー化の「緊急性」がある地区、さらに、まちづくりの実施に併せてバリアフリー化が可能という「有効性」がある地区が、最優先に実施すべき重点整備地区と考えます。

本基本構想では、重点整備地区候補について、駅周辺に立地する施設状況、市民ニーズ、バリアフリー化の状況、まちづくりの実施状況等を評価して、重点整備地区を選定します。

重点整備地区候補の中から、「優先性」、「緊急性」、「有効性」を考慮し、重点的にバリアフリー整備を行う「重点整備地区」を位置づけます。

なお、今後の重点整備地区の位置づけは、鉄道駅周辺の他、大分市全域において地域特性や社会情勢の変化を考慮しながら行います。

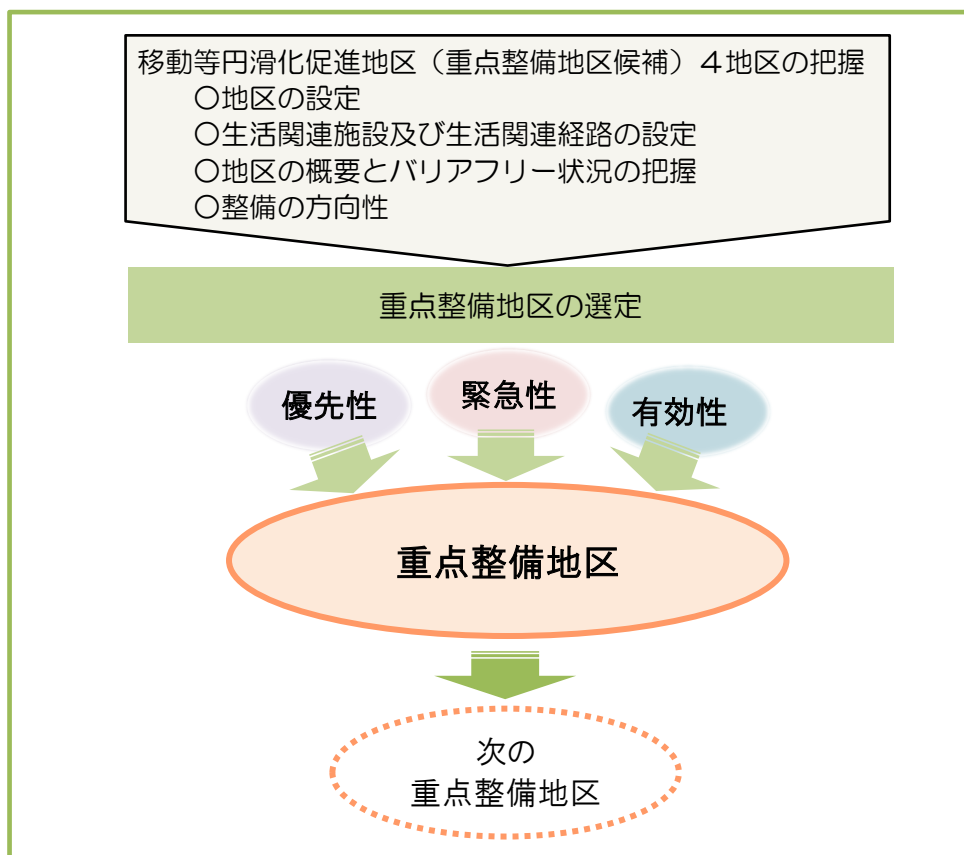


図 - バリアフリー推進の考え方と重点整備地区の位置づけ



(2) 鶴崎駅周辺地区における重点整備地区の選定

1) 重点整備地区選定の評価項目

重点整備地区の選定にあたっては、優先性、緊急性、有効性の観点から、地区の現状、上位計画及び関連計画、ヒアリング結果等を踏まえ、以下の指標に基づき選定します。

優先性

多くの人を利用する地区で、施設の立地状況、市民ニーズ等を考慮し、優先的に取り組む必要があると考えます。

①特定旅客施設

・特に利用者が多い旅客施設という観点で、1日の利用者数が3,000人以上の特定旅客施設がある地区は優先性が高い。

②主要な生活関連施設の立地

・特に不特定多数の人が利用する施設という観点で、旅客施設、市役所・支所、文化・交流施設、病院に該当する建築物が、3施設以上所在する地区は優先性が高い。

③市民からの要望が多い

・住民アンケート結果等から、バリアフリーに対するニーズが高い地区は優先性が高い。

緊急性

多くの人を利用する地区で、主要施設や経路のバリアフリー化が不十分な状況は、緊急にバリアフリー化に取り組む必要があると考えます。

①主要な生活関連施設のバリアフリー化が不十分

・旅客施設、市役所・支所、文化・交流施設のバリアフリー化の状況が不十分な地区は、緊急性が高い。

②主要な生活関連施設間の歩道のバリアフリー化が不十分

・主要施設間を結ぶ経路による歩道のバリアフリー化の状況が不十分な地区は緊急性が高い。

有効性

多くの人を利用する地区で、都市機能の増進が見込まれ、かつ効率的にバリアフリー化ができる地区は、有効にバリアフリー化に取り組む必要があると考えます。

①将来の拠点性

・大分市都市計画マスタープランの「将来都市構造」で、広域拠点や地区拠点として、将来の大分市の都市形成での重要な拠点性がある地区においては、バリアフリー化を推進することで拠点性が向上する。

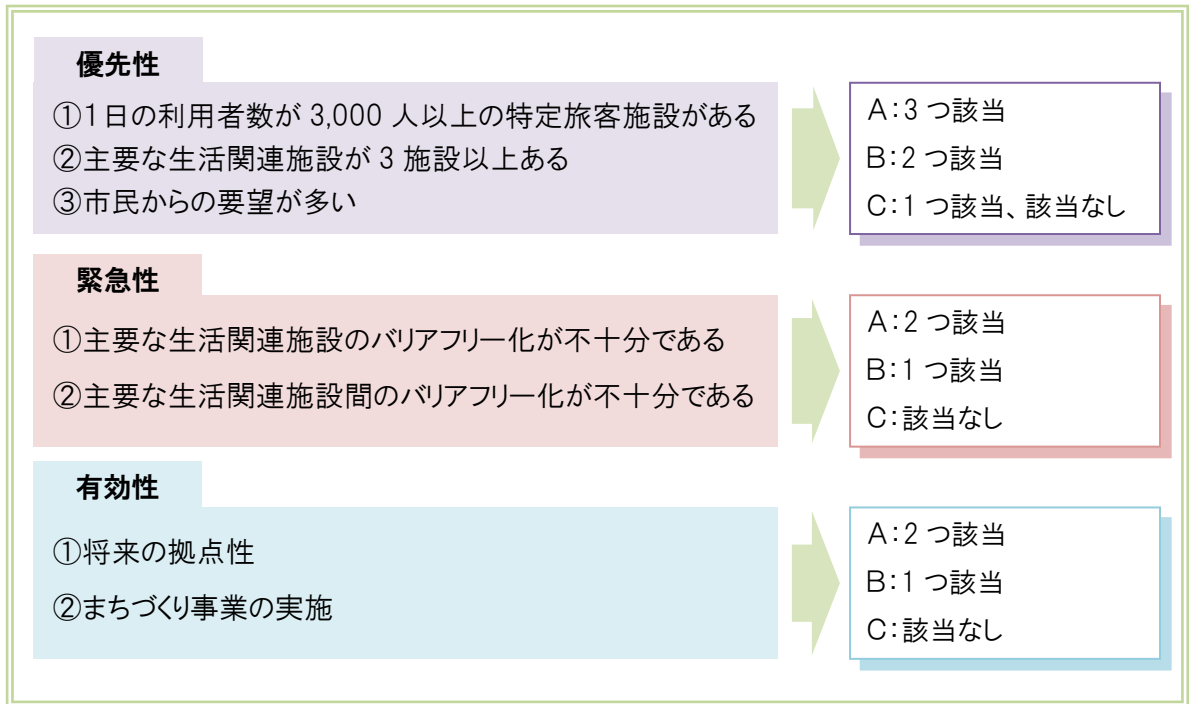
②まちづくり事業の実施

・まちづくり事業と連携することで、効率的にバリアフリー化を行うことが可能である。

2) 重点整備地区の選定

移動等円滑化促進地区（重点整備地区候補）4地区を対象に、以下の評価の流れで重点整備地区を選定します。

移動等円滑化促進地区(重点整備地区候補)4地区



総合評価

- [評価基準3つがA]= A
- [評価基準2つがA]= B
- [評価基準1つがA]= C
- [評価基準Aがなし]= D

◆4地区の評価結果

地区名	結果	評価結果
①大分駅周辺地区	A	鶴崎駅周辺地区は、主要幹線道路となる国道197号の拡幅工事、鶴崎市民行政センター周辺整備等を進めていくものとし、これらの事業と合わせて地区のバリアフリー化を推進することで効果的な整備が期待できることから、重点整備地区に位置づけるものとする。
②高城駅周辺地区	C	
③鶴崎駅周辺地区	A	
④大在駅周辺地区	B	



3) 鶴崎駅周辺地区を選定した理由

- ・鶴崎地区は、大分市中心市街地に次ぐ中枢的な商業・業務地区を形成しており、鶴崎駅周辺を中心とする既成市街地は古くからの風格を有している。
- ・鶴崎駅による1日の駅利用者数は、3,000人以上の特定旅客施設となっている。
- ・鶴崎駅周辺地区は、鶴崎市民行政センターを含む行政、公共機関の窓口や、文化、医療等施設が立地している。また、東西方向に国道197号が延び、沿道を含む商業施設の立地等による生活関連施設が集積している。
- ・鶴崎駅や鶴崎市民行政センター周辺を核とした、街のにぎわいづくりと連携し、面的なバリアフリー化が推進できる。

評価指標		評価基準	大分駅	高城駅	鶴崎駅	大在駅
優先性	① 特定旅客施設	1日利用者数が3,000人以上の特定旅客施設がある	○ (38,842)	○ (3,646)	○ (3,932)	○ (4,320)
	② 主要な生活関連施設の立地	市役所・支所、駅、文化・交流施設の分類で、3施設以上立地する	○	×	○	○
	③ 市民からの要望が多い	バリアフリーに関する市民要望が多い	○	○	○	○
	評価			A	B	A
緊急性	① 主要な生活関連施設のバリアフリー化が不十分である	旅客施設、市役所・支所、文化・交流施設のバリアフリー化が不十分	○	○	○	○
	② 主要な生活関連施設間のバリアフリー化が不十分である	主要な生活関連施設の歩道のバリアフリー化が不十分	○	○	○	○
	評価			A	A	A
有効性	① 将来の拠点性	大分市都市マスの将来都市像において、拠点の位置づけがある	○	×	○	○
	② まちづくり事業の実施	まちづくりに関する事業が実施中、あるいは実施予定である	○	×	○	×
	評価			A	C	A
総合評価			A	C	A	B

(3) 鶴崎駅周辺地区における重点整備地区の区域設定

1) 区域設定の考え方

重点整備地区は、下記の考え方に基づき区域設定を行います。なお、「計画・実施・評価・改善」の継続した取組（スパイラルアップ）のなかで生活関連施設及び経路等を変更した場合、柔軟に区域の見直しを行っていきます。

重点整備地区の区域設定の考え方

- 鉄道駅を中心とした半径約1kmの区域（施設間の移動が通常徒歩で行える範囲）とする。
- 高齢者や障がい者を含む多くの方が利用する生活関連施設を含む。
- 主要な道路、鉄道、河川等の地形地物を区域界に設定する。
- 明確な地形地物がない場合は、字界、町丁目界等を考慮する。
- 市街地整備計画やその他関連する事業計画がある場合は、整合性等を考慮する。
- 地区の面積は400ha未満とする。

2) 重点整備地区の区域

鶴崎駅を中心とした半径1kmの区域の中で、生活関連施設の分布状況や移動経路等を考慮し、北側及び南側は日常において相当数の高齢者や障がい者等が利用する商業施設まで、東側は医療施設及び公園施設である鶴崎公園まで、西側は既設の福祉施設までとします。

以上の区域設定によって、面積約85haを鶴崎駅周辺の重点整備地区として設定します。

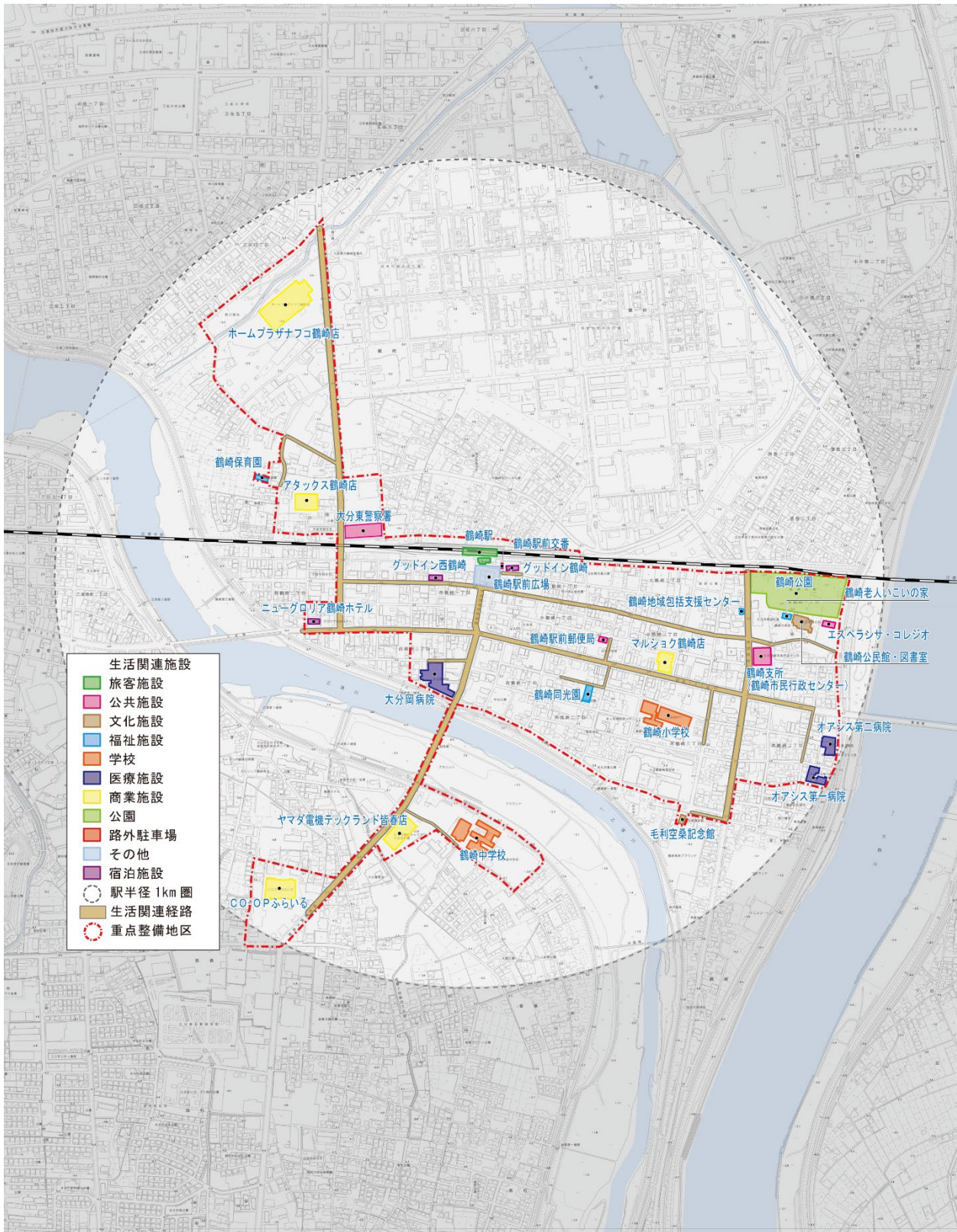


図 - 重点整備地区の区域（生活関連施設）

3. 鶴崎駅周辺地区における生活関連施設及び生活関連経路の設定

3-1. 生活関連施設の選定

1) 生活関連施設の位置づけ

生活関連施設は、不特定多数の高齢者、障がい者等が利用する施設であり、旅客施設、官公庁施設、福祉施設、医療施設、文化施設、商業施設等多様な施設を位置づけることができます。特定事業の実施は、義務づけられていません。しかし、施設のバリアフリー化を実現可能な限り推進するように努めることが求められています。

○生活関連施設の考え方

- 常に多数の人が利用する施設
- 高齢者や障がい者等が常時利用する施設
- 鉄道駅から通常徒歩による移動範囲（半径約1kmを想定）の施設

2) 本基本構想における生活関連施設の設定

生活関連施設候補選定の基準となる基本的な考え方は、多くの高齢者、障がい者等を含む不特定多数の利用が見込める施設と考えます。

また、鉄道駅を中心とした半径約1kmの区域境界付近の施設は、利用圏域の大きさや主要な道路、鉄道、河川等の地形地物の区域界を考慮して選定しました。

鶴崎駅周辺地区は、都市機能が集中している大分駅周辺地区と地域特性が異なるため、旧基本構想において設定した生活関連施設の選定基準を参考に、各種施設数と既存データの状況を考慮して、下表の内容を設定しています。

表 - 生活関連施設の選定基準

施設分類	候補選定の基準
①公共施設	・対象施設すべてを候補とする
②文化施設	・同上
③福祉施設	・同上
④商業施設	・店舗面積 1,000 m ² 以上の施設 ※
⑤医療施設	・病床数（ベッド数）が 20 以上の施設 ※
⑥路外駐車場	・対象施設すべてを候補とする
⑦宿泊施設	・対象施設すべてを候補とする
⑧学校	・聾学校・盲学校及び小・中学校
⑨公園	・不特定多数の利用者が見込まれ、面積が 5,000 m ² 程度以上の公園、または、イベント会場となっている公園

※既存データで把握できる範囲



鶴崎駅周辺地区は、鶴崎市民行政センターを含む行政、公共機関の窓口や施設、文化、医療、商業施設等、多数の生活関連施設の候補が立地しています。

本基本構想において、施設管理者の合意を得られた 27 施設を生活関連施設として位置づけます。

表 - 生活関連施設一覧

番号	施設	名称	番号	施設	名称
1	旅客施設	鶴崎駅	15	医療施設	大分岡病院
2	公共施設	鶴崎支所（鶴崎市民行政センター）	16	医療施設	オアシス第一病院
3	公共施設	エスペランサ・コレジオ	17	医療施設	オアシス第二病院
4	公共施設	鶴崎駅前郵便局	18	商業施設	ホームプラザナフコ鶴崎店
5	公共施設	大分東警察署	19	商業施設	マルシヨク鶴崎店
6	公共施設	鶴崎駅前交番	20	商業施設	CO-OP ふらいる
7	文化施設	鶴崎公民館・図書室	21	商業施設	アタックス鶴崎店
8	文化施設	毛利空桑記念館	22	商業施設	ヤマダ電機テックランド皆春店
9	福祉施設	鶴崎老人いこいの家	23	公園	鶴崎公園
10	福祉施設	鶴崎地域包括支援センター	24	その他	鶴崎駅前広場
11	福祉施設	鶴崎保育園	25	宿泊施設	グッドイン西鶴崎
12	福祉施設	鶴崎同光園	26	宿泊施設	ニューグロリア鶴崎ホテル
13	学校	鶴崎小学校	27	宿泊施設	グッドイン鶴崎
14	学校	鶴崎中学校			

3-2. 生活関連経路の選定

生活関連経路は、旧基本構想と同様の考え方として、生活関連施設相互を連絡する経路として最低1経路を選定するものとします。

また、生活関連施設が面する道路状況を判断しながら生活関連経路を選定するとともに、鶴崎駅周辺地区におけるまちづくりの動きに合わせて効果的なネットワークの形成を目指します。

これらの点を踏まえ、生活関連経路について『生活関連経路A』、『生活関連経路B』、『生活関連経路C』の3つの区分を設定しています。

表 - 旧基本構想における生活関連経路の区分

区分	経路の位置づけ
生活関連経路A	歩道を有する又は歩行者優先道路であり、地区の骨格を形成する主要な生活関連経路。なお、この位置づけの経路は、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー整備を行う経路になります。
生活関連経路B	歩道を有する又は歩行者優先道路であり、生活関連経路Aを補助してネットワークする生活関連経路。なお、この位置づけの経路は、移動等円滑化基準の中で、実施可能なバリアフリー整備を行います。
生活関連経路C	歩道が無い、十分な幅員が無い道路であるが、主要な生活関連施設を連絡するため歩行者の安全性を高める必要がある経路。なお、この位置づけの経路は、歩行者の安全性を高め、実施可能なバリアフリー整備を行います。

○生活関連経路の設定フロー

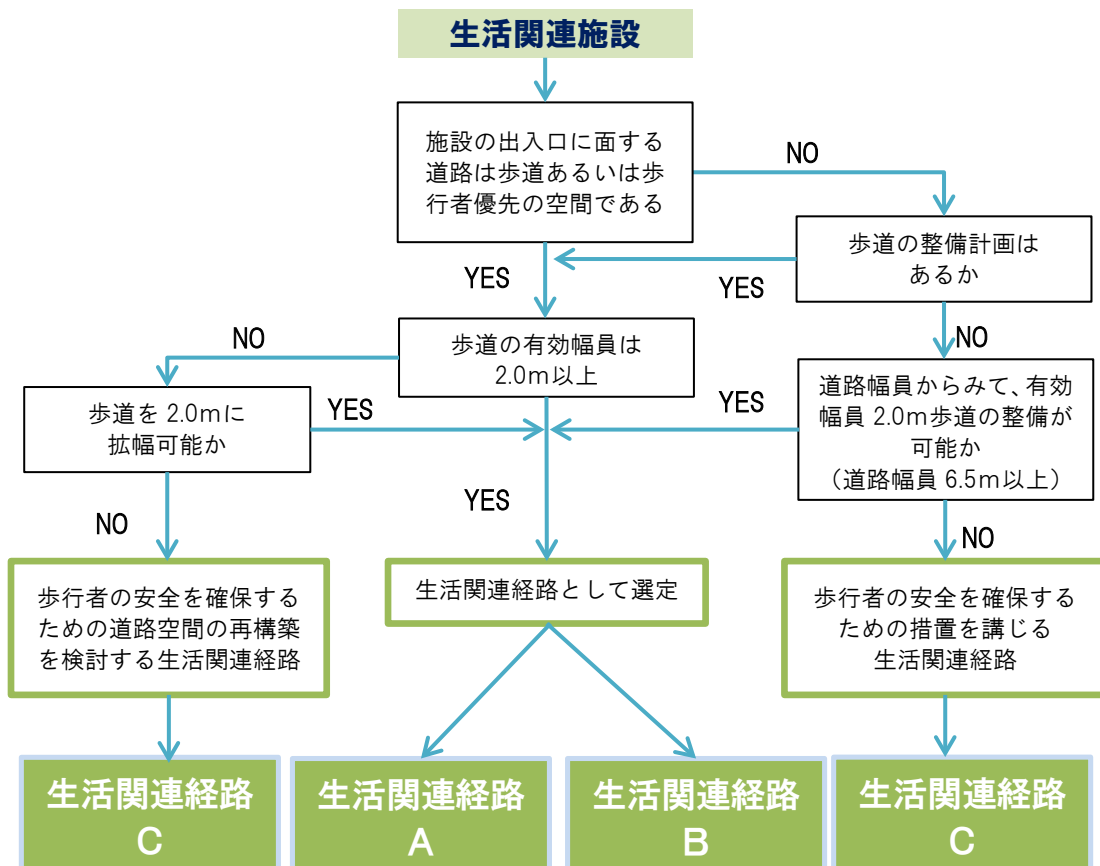




表 - 生活関連経路一覧

番号	区分	管理者	摘要
1	生活関連経路 A1 号	大分県	国道 197 号
2	生活関連経路 A2 号	大分県	(県道)鶴崎停車場線
3	生活関連経路 A3 号	大分県	(県道)鶴崎大南線
4	生活関連経路 A4 号	大分市外	鶴崎駅前広場
5	生活関連経路 B1 号	大分県	(県道)鶴崎港線
6	生活関連経路 B2 号	大分市	(市道)鶴崎・三佐線
7	生活関連経路 B3 号	大分市	(市道)東鶴崎下徳丸線
8	生活関連経路 B4 号	大分市	(市道)南鶴崎 6 号線
9	生活関連経路 C1 号	大分市	(市道)西鶴崎 9 号線
10	生活関連経路 C2 号	大分市	(市道)北鶴崎 2 号線
11	生活関連経路 C3 号	大分市	(市道)北鶴崎 3 号線
12	生活関連経路 C4 号	大分市	(市道)乙津・森町線
13	生活関連経路 C5 号	大分市	(市道)中鶴崎 5 号線
14	生活関連経路 C6 号	大分市	(市道)南鶴崎 9 号線
15	生活関連経路 C7 号	大分市	(市道)南鶴崎 3 号線
16	生活関連経路 C8 号	大分市	(市道)南鶴崎 12 号線
17	生活関連経路 C9 号	大分市	(市道)東鶴崎 1 号線
18	生活関連経路 C10 号	大分市	(市道)東鶴崎 13 号線
19	生活関連経路 C11 号	大分市	(市道)下鶴崎 1 号線
20	生活関連経路 C12 号	大分市	(市道)鶴崎三佐二丁目線
21	生活関連経路 C13 号	大分市	(市道)西鶴崎 11 号線

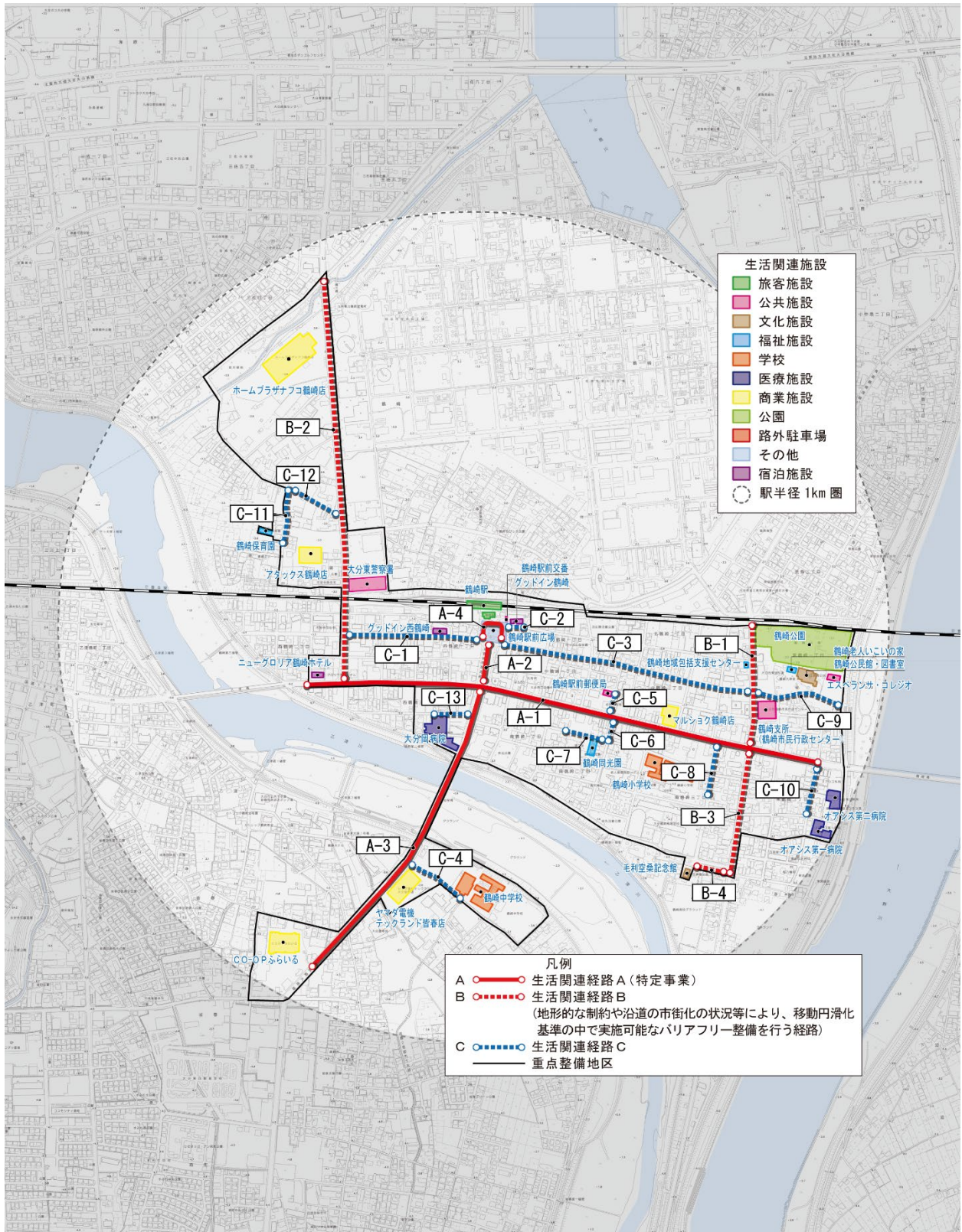


図 - 重点整備地区の区域 (生活関連経路)



第3章 鶴崎駅周辺地区における バリアフリーの現状と課題



1. 鶴崎駅周辺地区におけるまちづくりの動き

大分市都市計画マスタープランでは、鶴崎駅周辺が鶴崎地区の拠点として位置づけられ、既存の都市機能の維持増進を図る他、徒歩・自転車で移動可能な生活圏の中で、商業・医療等日常的なサービス機能を、将来に渡って享受できる生活環境とともに、地域の特性と歴史・文化を活かした個性的で魅力ある地区拠点の形成を図るものとしています。

一方、建築物や道路等のバリアフリー化においては、ここ数年で大分県福祉のまちづくり条例をはじめとする様々なバリアフリー基準が整備されてきており、まちづくりの事業にもバリアフリー基準に合わせた整備が既に実施されている状況です。鶴崎駅周辺の重点整備地区では、まちづくりの動きに合わせて効果的なバリアフリー化を実現することが必要です。

そのため、鶴崎駅周辺で展開されているまちづくりの動きの中で、本基本構想において「生活関連施設」及び「生活関連経路」に関連すると考えられる施設や道路に対する整備計画、さらにはバリアフリーに関する計画等を踏まえ、鶴崎駅周辺地区におけるまちづくりの動きについて概況を整理します。

(1) 鶴崎市民行政センター周辺整備基本計画【見直し版】 平成 31 年 3 月

計画対象地区が将来にわたって鶴崎地区の中心的な役割を果たしていくため、既に整備済みである鶴崎市民行政センターを核として、鶴崎公民館や鶴崎公園等各施設間の連携を図り、既存施設の有効活用を基本とした施設整備を行い、緑の保全及び行政機能や教育・文化機能、福祉機能等の充実を図るものとしています。

○土地利用・施設整備の考え方《計画対象地区内の整備の考え方》

鶴崎公民館の機能強化

- ・鶴崎公民館については、エスペランサ・コレジオ等の周辺施設の機能集約を検討する
- ・バリアフリー対策及び防災機能の追加を検討する
- ・鶴崎公園の施設と公園区域の変更検討
 - 鶴崎公園の利用者ニーズに沿った改修を検討する
 - 周辺の公共施設との関連性からまちづくりの方向性に合わせた区域の変更を含めて検討する

鶴崎大神宮の現位置保存

- ・加藤清正公により築かれた台地であり、明治政府より伊勢神宮の遥拝所として設置された歴史ある藤崎大神宮は、現位置で保存をする

東消防署の取り扱いの検討

- ・東消防署については、建物の健全性判定を実施のうえ、北側に隣接する民有地及び東・南側に隣接する駐車場の活用状況を考慮しながら、今後施設のあり方について検討する

鶴崎老人いこいの家の移設検討

- ・建物の老朽化に伴う対応及び利便性の向上のため、鶴崎公民館内へ移設を検討する
- ・既存立地施設の継承
 - 鶴崎市民行政センター、鶴崎公民館（老人いこいの家、エスペランサ・コレジオの機能を集約）の改修、増築により、行政・教育・文化・福祉機能の維持・増進を図る

駐車場整備の検討

- 計画対象地区には、229 台分の平面駐車場があるが、施設利用を想定し必要駐車台数の調査を別途行い、不足する場合は対策を検討する

整備イメージ図（鳥瞰図）



資料：鶴崎市民行政センター周辺整備基本計画【見直し版】

(2) 国道 197 号鶴崎拡幅（志村～乙津交差点）

鶴崎拡幅事業は大分市東部地区の慢性的な交通渋滞の解消を図るため、また、歩行者・自転車通行時の安全性、快適性向上のため、国道 197 号を延長 L=2.8km 区間（志村～乙津交差点）にわたって整備するものです。

この区間は現在、車線数が 2 車線～4 車線と変則的であり通勤時間帯を中心に上下線ともに交通混雑が発生しています。また、周辺小学校の通学路となっていますが、朝の通学時間帯は自転車の利用も多く歩行者がすれ違うのも難しい状況となっています。そのため、車道を片側 2 車線の 4 車線とし、歩道も現在より拡幅し両側歩道として整備を行います。

バリアフリーについて

高齢者、障がい者等が自転車歩行者道を安全に利用するため、「大分県福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づいた整備を行っています。



資料：大分県ホームページ



2. 鶴崎駅周辺地区のバリアフリーに関する問題と課題の整理

バリアフリーに関する問題と課題について把握するために、施設管理者及び障がい者団体によるヒアリング調査、住民アンケート調査、まち歩き調査について、発言された意見や記載された内容に基づいて、バリアフリーに関する問題と課題を整理します。

2-1. ヒアリングによる問題と課題の整理

1) 施設管理者ヒアリングの調査概要

目的：該当する生活関連施設候補と生活関連経路候補の整備計画や事業の可能性についてヒアリング

時期：平成31年3月25日～4月17日

対象団体：大分県土木建築部道路保全課、大分県警察本部交通規制課、大分中央警察署交通第一課、大分市都市計画部都市交通対策課、大分市土木建築部土木管理課、大分市都市計画部公園緑地課、大分市市民協働推進課、大分市管財課、大分市社会教育課、大分市文化財課

2) 障がい者団体ヒアリングの調査概要

目的：生活関連施設候補と生活関連経路候補等のバリアフリーに関する問題と要望についてヒアリング

時期：平成31年4月2日～4月17日

対象団体：大分市身体障害者福祉協議会連合会、大分市聴力障害者福祉会、大分市視覚障害者協会、社会福祉法人幸福会、社会福祉法人シンフォニー、公益社団法人大分県精神保健福祉会

3) 調査の実施方法

ヒアリング票を作成し、担当者へのインタビュー形式で回答を得ています。

4) ヒアリングの調査結果まとめ

<p>移動経路について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乙津交差点～志村交差点までの延長 2,800m 間を国道 197 号鶴崎拡幅として事業実施中であり、検討範囲内の国道 197 号では歩道整備（マウントアップからセミフラットタイプに変更）に加え、自転車道の整備を実施します。 ・国道 197 号では歩道改修、段差解消を実施するにあたり、鶴崎商店街に設置されているモニュメント等の移設等に向けた地元調整が必要です。また、現在、中鶴崎 2 丁目交差点付近に地下道が設置されており、近隣の鶴崎小学校等と今後の利活用の調整が必要です。 ・国道 197 号バス停はマウントアップとバスベイを整備します。 ・段差解消、誘導用ブロック、駅近くの誘導用ブロックが不足していると地元からの要望があります。 ・鶴崎駅北側へのアクセスをどう考えるかが課題となっています。 ・駅前広場のバリアフリー対応が必要です。
<p>公共交通機関について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴崎駅のエレベーターは、利用者から使ってみて良かったという声があります。 ・多目的トイレは車いすが回転できるスペースが必要です。 ・鶴崎駅にエレベーターが設置できたのは嬉しい。 聴覚障がい者の場合、音声でのコミュニケーションが難しいので、カメラや防犯カメラ等を設置してあると非常時にエレベーター内から合図ができます。 ・鶴崎駅の外にあるトイレは和式なので、手すりが欲しいです。また、トイレ出入口近く歩道にタイルの浮き沈みによる段差があるので、無くしてほしいです。 ・以前、駅前広場に乗り入れる循環バス実験を実施しましたが、利用者が少なかったです。
<p>公園について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴崎公園はリニューアルを予定しています。 ・新堀公園のトイレを多目的に変えてほしいと地元から要望が来ています。 ・生活関連経路の途中に公園があればその公園を優先的にバリアフリー整備した方が良く考えています。 ・鶴崎公園のトイレは、ボタンが緊急用か水を流すのか分かりません。タンクについているレバーが届かない位置にあります。
<p>公共施設について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴崎支所は平成 16 年度、バリアフリー対応済みの建物です。 ・鶴崎公民館のリノベーションを設計完了後、バリアフリー化を具体的に検討していきます。 ・駐車場と支所に直結する横断歩道を設置してほしいとの要望がありますが、警察に確認したところ交差点の近くであり設置はできないとのことでした。 ・大分市毛利空桑記念館（知来館）のトイレは男女共用で和式のため、男女別に洋式化を進めます。



2-2. 住民アンケート調査による問題点と課題の整理

1) 調査概要

期 間：令和元年7月10日～8月2日

回 収：大分市内に在住される18歳以上の方の中から1,972人を無作為で抽出し、調査票を郵送による配布及び回収による調査を実施しました。

※配布数1,972票、回収数582票、回収率29.5%

2) 住民アンケート調査結果まとめ

全市を対象とした住民アンケート調査結果から、「道路利用者の傾向について」、「主要な施設への移動手段について」、「鉄道駅利用傾向について」に関する問題点と課題について整理します。

道路利用者の傾向について	<ul style="list-style-type: none">・道路（歩道）利用者は、幅員や段差、傾斜についてバリアを取り除き、夜間照明や休憩施設（ベンチ）の設置を望む傾向がみられ、また、自転車と歩行者の通行空間の分離についても求められています。生活関連経路の整備にあたり、これらを解消することにより、安全性や快適性等の効果を得ることが期待されます。
主要な施設への移動手段について	<ul style="list-style-type: none">・自宅から市役所等官公庁施設・医療施設・商業施設までの移動手段について、約6割が「自動車（自分で運転）」であり、約4割は徒歩や公共交通等を活用しています。一方、鉄道駅・バス停までの移動手段は、「自動車（自分で運転）」が3割以下となっており、徒歩や公共交通等の活用が多い結果を得ています。また、バス停までの移動手段は「徒歩または車いす」が約8割を占めています。これらのことから、生活関連経路の整備（ハード整備）により、移動等円滑化促進に一定の効果が得られていると考えられます。
鉄道駅利用傾向について	<ul style="list-style-type: none">・鉄道駅の利用状況は、「大分駅」が最も高く、次いで「大在駅」「鶴崎駅」「高城駅」となっています。これらの鉄道駅については、ベンチ等の休憩施設の設置や送迎スペースの確保が求められています。また、ホームまで階段がある駅については、エスカレーターやエレベーターの設置を望む意見がある他、トイレの使いづらさや改札の幅の解消が求められています。各鉄道駅の利用者数や利用者のニーズを踏まえて、順次整備を進めていく必要があります。

2-3. まち歩きによる問題点と課題の整理

1) 開催概要

令和元年10月11日、障がいのある方や高齢者及び行政機関、交通事業者、学生等の参加によりまち歩きを開催しました。

鶴崎駅周辺における生活関連施設と生活関連経路のルートを選定し、整備状況等現状把握・課題等について、ご意見をいただくことができました。

様々な立場の方から、利用する視点に立って建設的な意見を共有しました。

2) 開催日時及び開催コース

日 時：令和元年10月11日（金） 13:30~16:00

開催ルート：Aコース（鶴崎支所・鶴崎駅周回ルート）

Bコース（鶴崎支所・県道鶴崎港線沿線ルート）

3) 参加者：10名

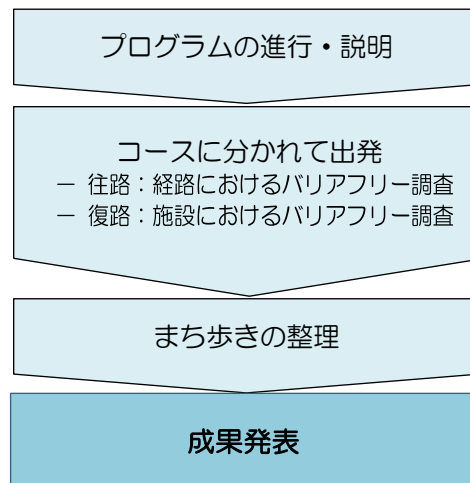
一般参加者（大分県盲人協会、大分市身体障害者福祉協議会連合会、障がい者自立生活センターばりFLATおおいた）

行政関係機関（大分県土木建築部）

学生参加者（日本文理大学）

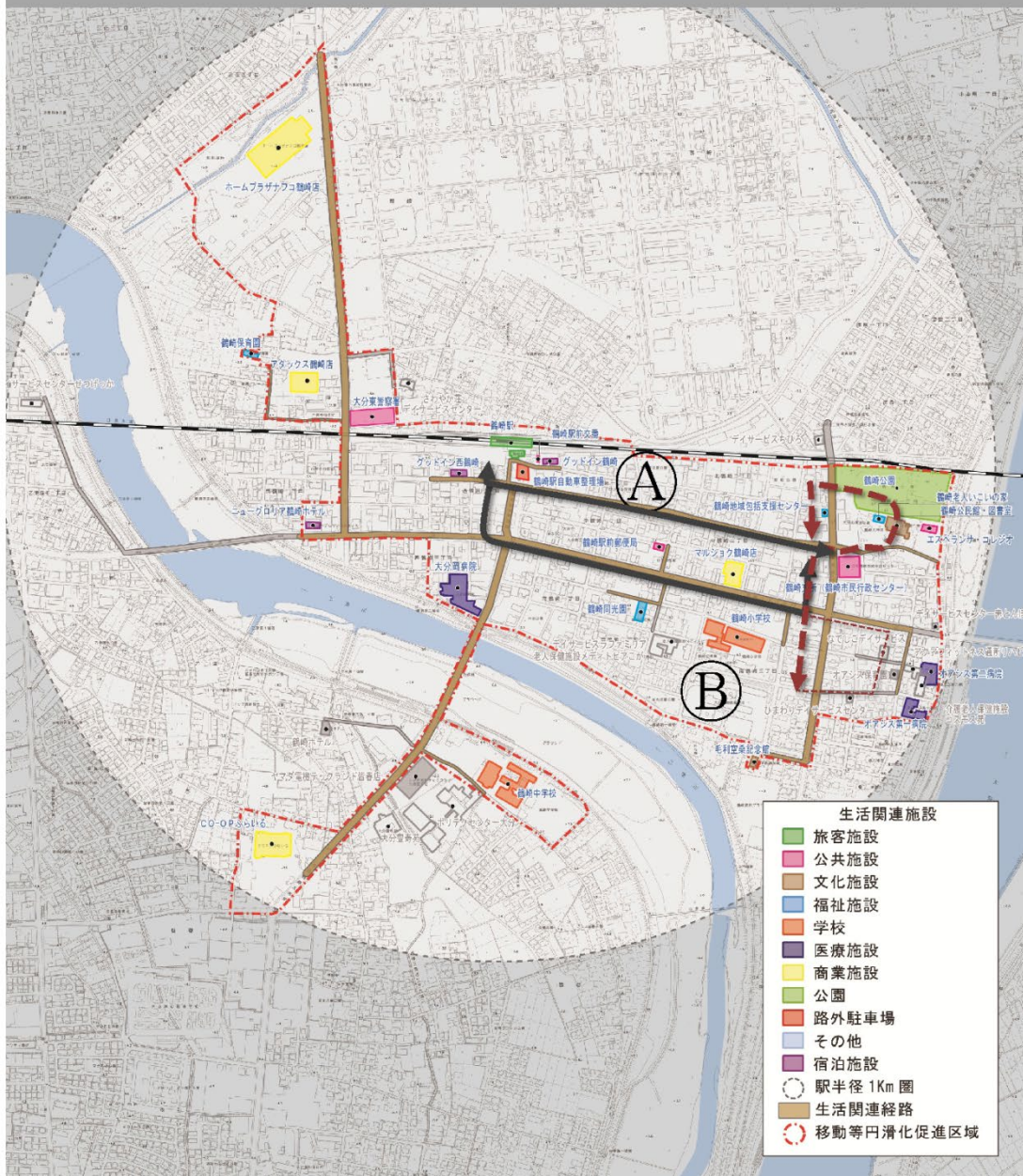
大分市（土木管理課、障害福祉課、公園緑地課）

4) まち歩きの流れ





バリアフリーまち歩き調査ルートマップ（鶴崎駅周辺）





Aコース ———▶ : 鶴崎支所・鶴崎駅周回ルート

Bコース - - - -▶ : 鶴崎支所・県道鶴崎港線沿線ルート

図 - まち歩きルートマップ

5) まち歩きの結果まとめ

<p>生活関連経路について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県道 鶴崎港線、段差があり、歩道に上がれる場所は幅員が狭く車いすは通られません。 ・ 県道 鶴崎港線、エスコートゾーンはあるが、歩道上に誘導ブロックや警告ブロックはありません。 ・ 市道 北鶴崎3号線、歩道と車道との間に段差がなく、通行しやすいです。 ・ 市道 北鶴崎3号線、歩道に電柱があり、通行の障害になります。 ・ 鶴崎駅前広場の路面に不陸（タイルが浮き沈みしている）があり、通行がしづらいです。 ・ 県道 鶴崎停車場線、点字ブロックが駅まで繋がっていません。 ・ 国道 197号、ストリートファニチャーが横断歩道の近くにあり通行しにくくしています。 ・ 国道 197号、横断勾配が急になっており、横断歩道接続部のすりつけにより、歩道内に段差が生じている箇所があります。 ・ 国道 197号、側溝蓋の隙間が広く、車いすの前輪が落ちてしまいます。 ・ 国道 197号、南北を横断する歩行者用青信号の点灯時間が短いです。 ・ 市道 東鶴崎1号線、グレーチング蓋の隙間が広く、車いすの前輪が落ちてしまいます。 ・ 県道 鶴崎港線、歩道の横断勾配がきつく、車いすが車道側に落ちそうになります。 ・ 市道 東鶴崎下徳丸線、横断歩道接続部の勾配が急であり、段差があります。 ・ 市道 東鶴崎下徳丸線、側溝蓋の隙間が広く、車いすの前輪が落ちてしまいます。 	
<p>生活関連施設について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴崎支所付近、郵便ポストの投函口の位置が高いです（車いすでは届かない）。 ・ 鶴崎支所、多目的トイレは、ドア開閉用の外側のセンサーが設置してあるなど使いやすいです。ただし、手洗い場に足が引っかかるため、改良が必要です。 ・ 鶴崎公民館、スロープが急勾配で上りづらいです。 	
<p>公園について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴崎公園、駐車場、舗装がされていません（舗装された動線があればよい）。 ・ 鶴崎公園、水飲み場、車いすでは足が引っかかり使用しづらいです。 ・ 鶴崎公園、多目的トイレ、ドアが重く開閉しづらいです。 ・ 鶴崎公園、多目的トイレ、手洗い場に足が引っかかり使用しづらいです。 ・ 鶴崎公園、多目的トイレ、非常呼出ボタンが反応しません。 	
<p>公共交通機関について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鶴崎駅、トイレの取っ手の構造に難があり開けづらいです。また、緊急呼び出しができません。 ・ 鶴崎駅、点字の案内表示があるが分かりづらいです。 	



3. 重点整備地区におけるバリアフリーに関する取組方策

重点整備地区におけるバリアフリーに関する取組方策について、バリアフリーに関する課題の整理（取組方策）及びバリアフリー事業に関する取組方策について整理します。

3-1. バリアフリーに関する課題の整理（取組方策）

バリアフリーに関する取組方策について、「2. 鶴崎駅周辺地区のバリアフリーに関する問題と課題の整理」で述べられている意見に基づいて、4つの取組方策（道路、公園、建築物・施設、公共交通機関）を以下のように整理します。

○道路について

国道197号鶴崎拡幅（乙津～志村交差点）事業について、歩道整備（マウントアップからセミフラットタイプに変更）や自転車道整備を行っています。また、これからのバリアフリー化のために、次のような意見が挙がっており、今後の利活用に向けた対策及び事業の推進が求められています。

- ・歩道改修、段差解消を実施するにあたり、鶴崎商店街に設置されているストリートファニチャー等の移設等に向けた地元との調整が必要。
- ・中鶴崎2丁目交差点付近にある地下道の扱いを検討する。
- ・バス停付近の歩道のマウントアップとバスベイの整備が必要。

国道197号鶴崎拡幅以外についても、次のような意見が挙げられています。

- ・駅近くの誘導ブロック不足や段差を解消してほしい。
- ・鶴崎駅北側へのアクセスのあり方を検討してほしい。
- ・駅前広場のバリアフリー対応が必要。

令和元年10月にまち歩きを実施したルートについては、次のような意見が挙げられています。

- ・歩道幅員が狭く車いすは通れない箇所がある。
- ・歩道上に誘導ブロックがなく歩道に電柱があり、通行に障がいを生じている。
- ・路面の不陸（タイルが浮き沈みしている）により通行しづらい箇所がある。
- ・横断歩道の近くにあるストリートファニチャーが通行を妨げている。
- ・横断勾配が急な接続部により歩道内に段差が生じている。
- ・側溝蓋の隙間が広く車いすの前輪が落ちる箇所がある。
- ・歩行者用青信号の点灯時間が短い。

道路におけるバリアフリー化を進めていくために、問題点や課題の解消に向け事業の推進が求められます。

○公園について

鶴崎公園について、利用者のニーズに沿った公園のリニューアルが求められています。また、生活関連経路沿いには、バリアフリー化による公園整備の必要性が指摘されています。

障がい者にとって、トイレの確保は重要な問題であることから、車いす利用者や障がい者等が通行しやすい公園の確保とともに、生活関連施設である公園には、多目的トイレの整備の推進が求められます。

○建築物・施設について

バリアフリーが施されている鶴崎市民行政センターをこれからも活用するとともに、センター内にある多目的トイレの改善等、利便性の向上が求められます。

また、鶴崎市民行政センター周辺における整備が進められることにより、鶴崎公民館のリノベーションに伴うバリアフリー化の推進や周辺施設の機能集約に向けた整備を望む声が挙げられます。

○公共交通機関について

鶴崎駅のバリアフリー化について、エレベーターや多目的トイレ等の整備において、整備内容に一定の評価が得られています。

また、今後の課題については、音声でのコミュニケーションが難しい聴覚障がい者のための整備の充実やエレベーター内での非常時に備えた対策等、更なる利便性の向上が求められます。



3-2. バリアフリー事業に関する取組方策

令和元年10月に開催された意見交換会では、バリアフリー事業に関して必要とされる特定事業について、整備の重要性等話し合いを行っており、バリアフリー事業に関する取組方策を検討するにあたり、意見交換会で得られた成果を整理します。

1) 意見交換会概要

令和元年10月18日、障がいのある方や高齢者及び行政機関、学生等の参加により意見交換会を開催しました。

バリアフリーに関する問題や普段感じているバリアフリーへの課題点、これから進めていくための整備の進め方、移動や施設の利用に際し、心のバリアフリーの視点からの配慮等、意見を共有しています。

2) 開催日時、開催場所

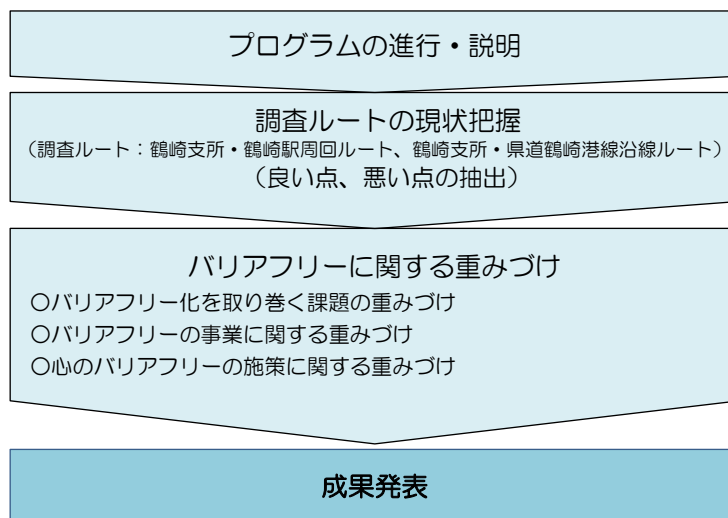
日時：令和元年10月18日（金）13：30～16：00

場所：大分市役所 議会棟 4F 全員協議会室

3) 参加者：14名

学識経験者（大分大学）、一般参加者（大分県盲人協会、大分市身体障害者福祉協議会連合会、障がい者自立生活センターぱりFLATおおいた）、行政関係機関（九州運輸局大分運輸支局、大分県土木建築部、大分県大分中央警察署）、学生参加者（日本文理大学）、大分市（土木管理課、障害福祉課、公園緑地課）

4) 意見交換会の流れ



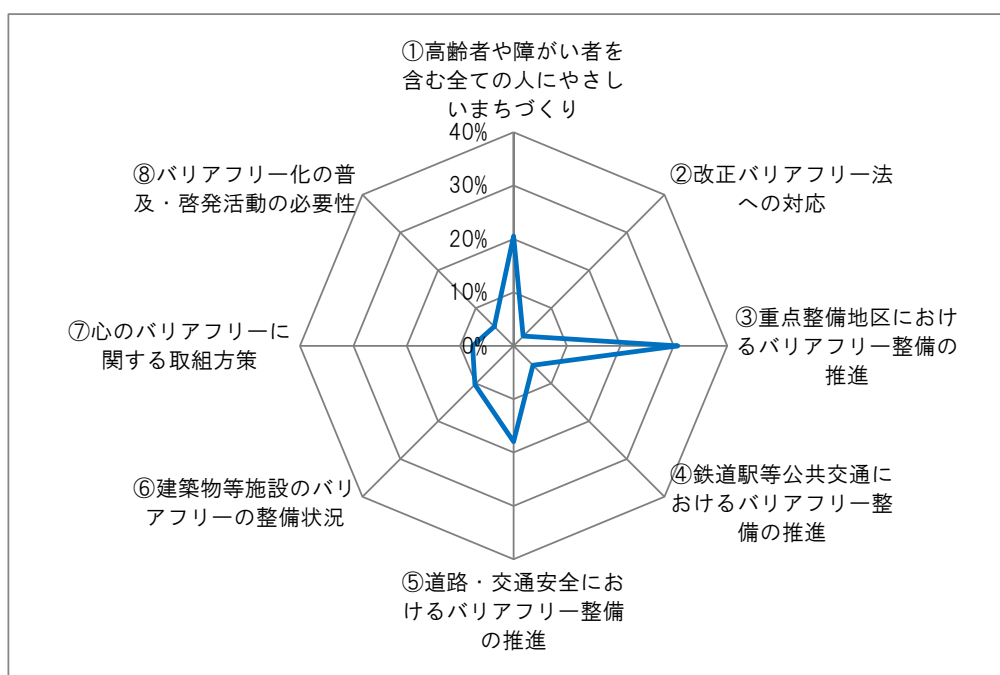
意見交換会風景



5) 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリーを取り巻く課題の整理

バリアフリーを取り巻く8つの課題(①高齢者や障がい者を含む全ての人にやさしいまちづくり、②改正バリアフリー法への対応、③重点整備地区におけるバリアフリー整備の推進、④鉄道駅等公共交通におけるバリアフリー整備の推進、⑤道路、交通安全におけるバリアフリー整備の推進、⑥建築物等施設のバリアフリー整備状況、⑦心のバリアフリーに関する取組方策、⑧バリアフリー化の普及・啓発活動の必要性)により、課題に対する重みづけについて傾向を整理します。

バリアフリーを取り巻く課題の整理	鶴崎駅周辺
①高齢者や障がい者を含む全ての人にやさしいまちづくり	20%
②改正バリアフリー法への対応	3%
③重点整備地区におけるバリアフリー整備の推進	31%
④鉄道駅等公共交通におけるバリアフリー整備の推進	5%
⑤道路・交通安全におけるバリアフリー整備の推進	18%
⑥建築物等施設のバリアフリーの整備状況	10%
⑦心のバリアフリーに関する取組方策	8%
⑧バリアフリー化の普及・啓発活動の必要性	5%



鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリーを取り巻く課題について、「③重点整備地区におけるバリアフリー整備の推進」が31%と最も高く、次いで「①高齢者や障がい者を含む全ての人にやさしいまちづくり」の21%、「⑤道路、交通安全におけるバリアフリー整備の推進」の18%、「⑥建築物等施設のバリアフリー整備状況」の10%、「⑦心のバリアフリーに関する取組方策」の8%となっています。

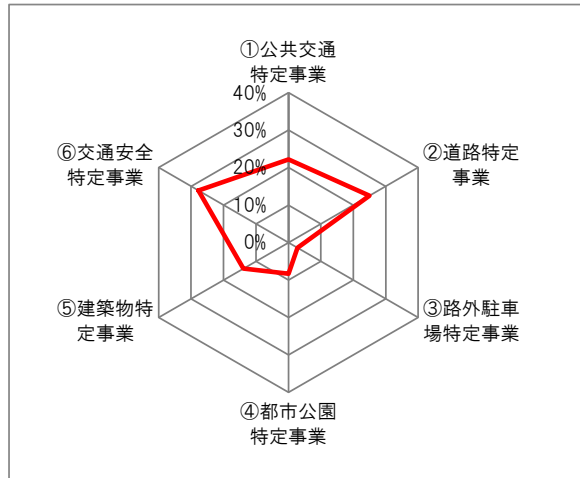
バリアフリーを取り巻く課題として、ハード対策に関する対応について上位を占めています。



6) バリアフリー事業に関する取組方策

バリアフリー事業に関する 6 つの特定事業項目（公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業）について、整備の重要性の傾向について整理します。

バリアフリーの事業に関する重みづけ	鶴崎駅周辺
①公共交通特定事業	22%
②道路特定事業	25%
③路外駐車場特定事業	3%
④都市公園特定事業	8%
⑤建築物特定事業	14%
⑥交通安全特定事業	28%



※特定事業の内容

①公共交通特定事業

- ・ 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更

②道路特定事業

- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）

③路外駐車場特定事業

- ・ 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備

④都市公園特定事業

- ・ 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備

⑤建築物特定事業

- ・ 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
- ・ 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

⑥交通安全特定事業

- ・ バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置
- ・ バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止

国土交通省：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（平成31年3月）より

バリアフリー事業に関する傾向について、「⑥交通安全特定事業」が 28%と最も高く、次いで「②道路特定事業」の 25%、「①公共交通特定事業」の 22%、「⑤建築物特定事業」の 14%、「④都市公園特定事業」の 8%、「③路外駐車場特定事業」の 3%となっています。

バリアフリー化のために必要な道路設備、道路標識又は道路標示設置や改善による交通安全特定事業の推進や、道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物の設置及びバリアフリー化のために必要な道路構造の改良による道路特定事業の推進、特定旅客施設におけるバリアフリー設備の整備を伴う公共交通事業の推進等、バリアフリー事業を進めるための施策が求められます。

4. 鶴崎駅周辺地区の概括

新たに重点整備地区として設定をする鶴崎駅周辺地区は、鶴崎市民行政センターや鶴崎公民館等の公共施設が集約されており、「大分市都市計画マスタープラン」においても、鶴崎地区の拠点として位置づけられ、既存の都市機能の増進を図る他、徒歩・自転車で移動可能な生活圏の中で、商業・医療等日常的なサービス機能を、将来にわたって享受できる生活環境とともに、地域の特性と歴史・文化を活かした個性的で魅力ある地区拠点の形成を図ることとしています。このような中、近年では、鶴崎駅のバリアフリー化について、平成30年度にバリアフリー法の基本方針に基づく整備が完了しており、また、鶴崎市民行政センターや国道197号鶴崎拡幅等の事業が進められています。

施設管理者、障がい者団体を対象としたヒアリングや住民アンケート調査、まち歩き・意見交換会においては、鶴崎駅から接続する駅前広場のバリアフリー化の必要性や、その他各所にて道路事業や交通安全事業等のハード面の整備の必要性が課題として挙げられており、これまで重点整備地区として事業を推進し、ソフト面を意識する段階に入っている大分駅周辺地区とは違う傾向が見て取れました。

このような状況を踏まえて、本地区では、鶴崎駅を中心とした面的なハード整備を推進していくこととし、次章にてハード面の取組について整理します。



第4章 鶴崎駅周辺地区における バリアフリーの推進



1. バリアフリーの整備方針

第3章「鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリーの現状と課題」を踏まえ、重点整備地区における事業の実施に向けた、バリアフリーの整備方針について整理します。

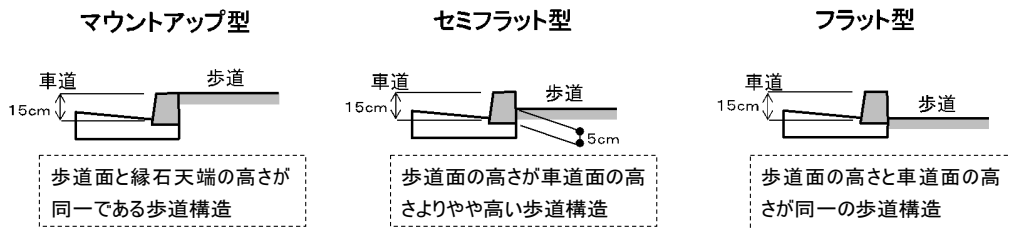
表 - バリアフリーの整備方針一覧

項目	タイトル	頁
1-1. 生活関連経路	1) 歩道の構造	41
	2) 歩道等の有効幅員	43
	3) 舗装	45
	4) 勾配	45
	5) 排水施設	45
	6) 視覚障害者誘導ブロック	45
	7) 横断歩道部の移動等円滑化	46
1-2. 公園（生活関連施設）	1) 出入口・通路	48
	2) 多目的トイレ	49
	3) その他	52
1-3. 生活関連施設（公園以外）		52
1-4. 公共交通に関する移動等円滑化（路線バス）		53

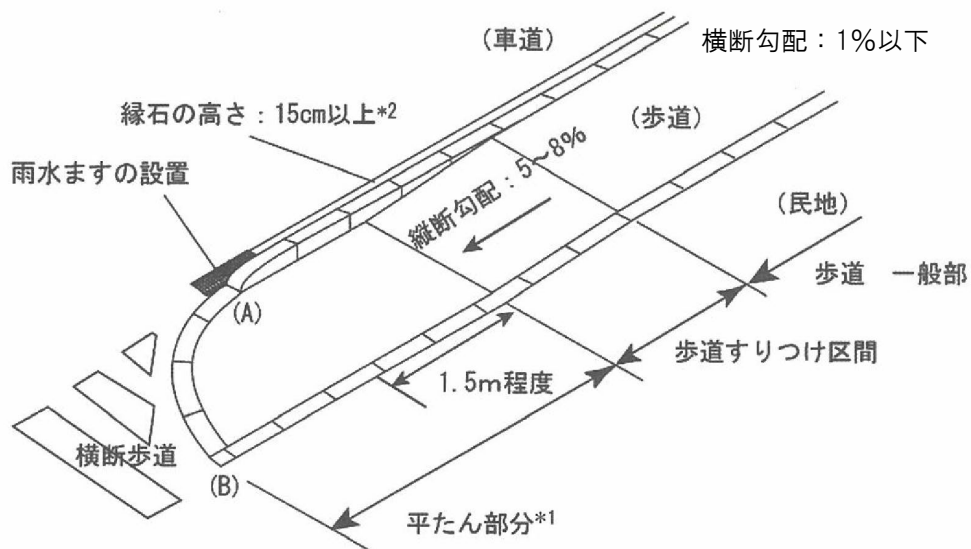
1-1. 生活関連経路

1) 歩道の構造

- 生活関連経路は、原則として車両と歩行者を分離するよう整備します。ただし、やむを得ず歩道の整備が不可能な場合は、自動車の走行速度を落とし、車いす使用者や障がい者をはじめとする歩行者の通行を優先とする措置を行います。
- 歩道の構造は、セミフラット型（歩道高さ5cmを標準とし、市道の横断歩道接続部については原則段差を設けない）とします。



- 沿道制約の状況等でやむを得ない場合は、横断歩道のすりつけ部の平坦部や車両乗り入れ部での有効幅員等が確保できる条件を満たしていれば、フラット型あるいはマウントアップ型を選定します。



- ※1 平坦部分については巻込始点(A)からすりつけ区間との間に1.5m程度設けることが望ましい。このように設けられない場合でも、最低巻込終点(B)から1.5m程度設ける。
- ※2 縁石は両面加工した特殊ブロックを使うなど、歩行者等の安全な通行が確保されるよう考慮する。

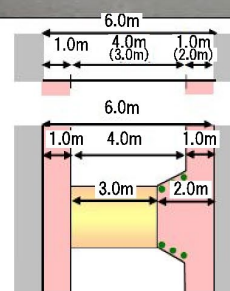
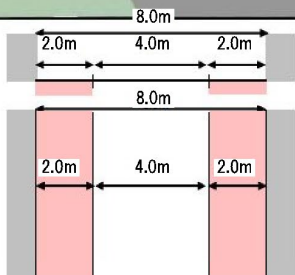
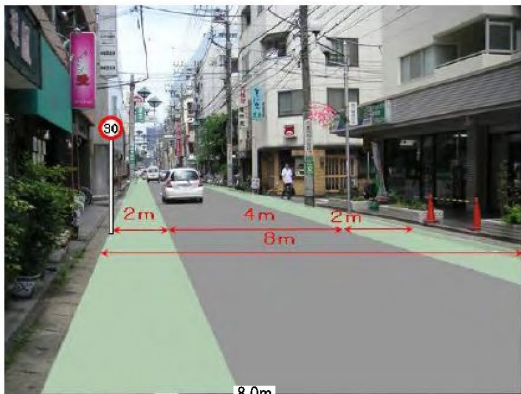
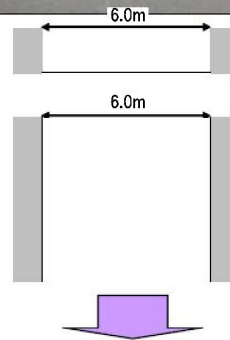
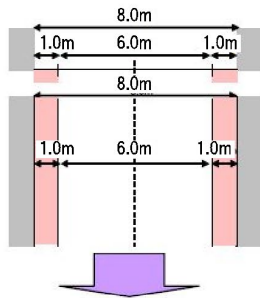
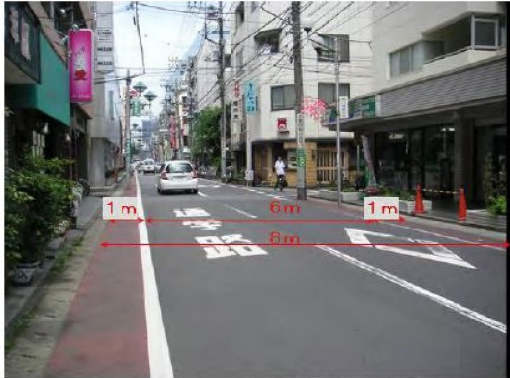
資料：道路の移動等円滑化整備ガイドラインより

図 - 横断歩道のすりつけ部の平坦部の確保



やむを得ず、歩道の整備が不可能な場合の措置の例(国土交通省)

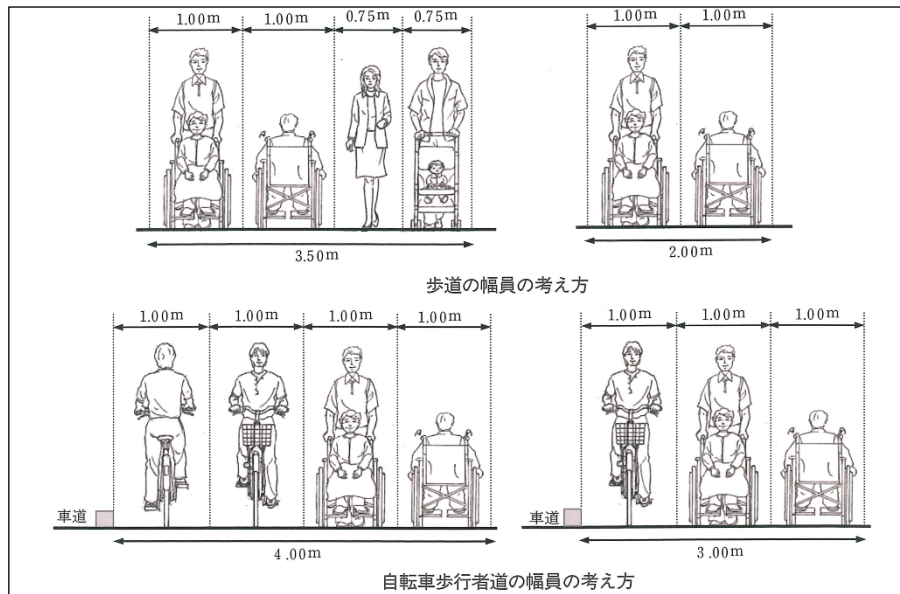
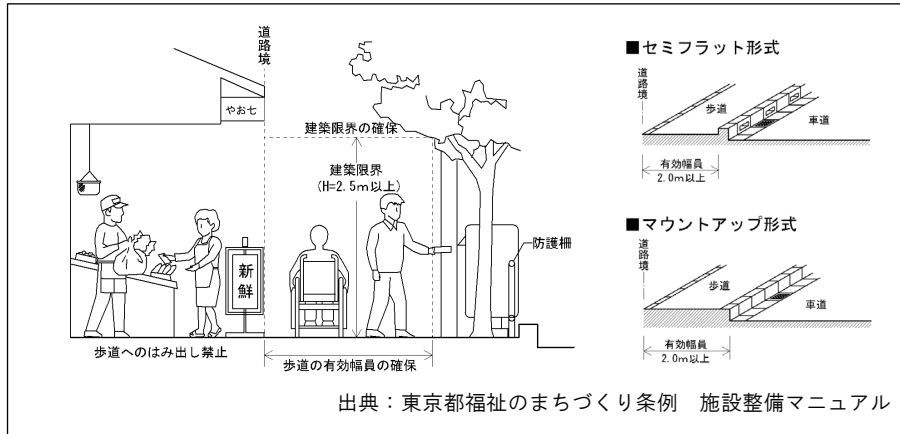
幅員が狭く、歩道の設置自体が難しい道路については、自動車の走行速度を落とし、車いす使用者や視覚障がい者の通行の安全を確保し、歩行者の通行を優先すればよいとする考え方を追加します。自動車の走行速度を落とす方法としては、物理的な方法と規制による方法を組み合わせます。(歩行空間と車道の分離(段差をつける、ガードレールの設置等)を行わない。)



2) 歩道等の有効幅員

■道路構造令等による、通行に必要な歩道有効幅員、歩道に施設を設置する場合に必要な歩道幅員とします。

- 歩行者の交通量が多い歩道有効幅員：幅 3.5m以上
- その他の道路の歩道有効幅員：幅 2.0m 以上
- 歩行者の交通量が多い自転車歩行者道の場合の有効幅員：幅 4.0m以上
- その他の自転車歩行者道の場合の有効幅員：幅 3.0m以上



資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

※「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」では、有効幅員を2m確保することが著しく困難な区間においては、当分の間、歩道の有効幅員を1.5m（車いすが回転でき、車いす使用者と人がすれ違うことができる歩道）まで縮小することができることとします。その際には、部分的に有効幅員2m以上の個所を設けるなど、車いす使用者同士のすれ違いに配慮します。

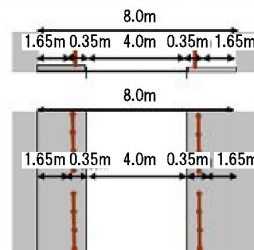
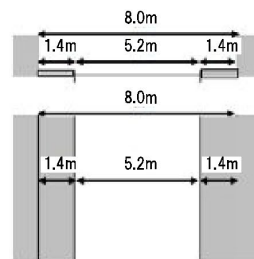
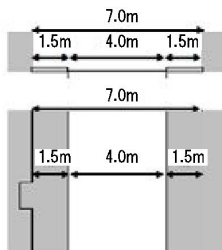
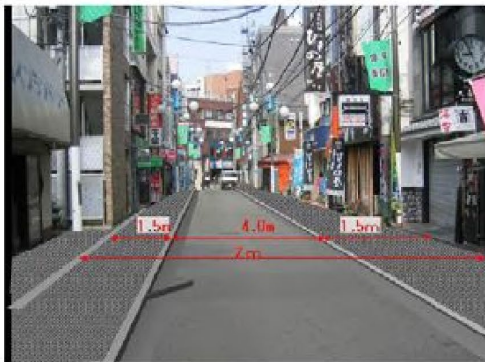
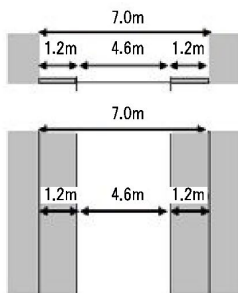
<参考：すれ違いに必要な幅員>





歩道の有効幅員を2m 確保することが、著しく困難な場合の措置の例(国土交通省)

既成市街地の狭幅員道路等、歩道の有効幅員を最低2m確保することが著しく困難な道路については、車いすが転回でき、車いす使用者と人がすれ違うことができる歩道を整備します。(ただし、部分的に有効幅員2m以上の箇所を設けるなど、車いす同士のすれ違いに配慮。)



3) 舗装

- 雨水を地下に浸透させることのできる構造（透水性舗装等）とし、平坦で、滑りにくく、かつ、水はけのよい仕上げとします。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りではありません。
- ブロック系の舗装材を使用する場合は、車いす使用者等の走行性に配慮し、騒音・振動の少ない材料を使用します。

4) 勾配

- 歩道の勾配は、歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため、原則として以下の勾配とします。

① 縦断勾配：5%以下

ただし、沿道とのすりつけ等によりやむを得ない場合は、8%以下とします。

② 横断勾配：1%（歩道の舗装を透水性のものとした場合）

ただし、透水性の舗装を使用できない場合や沿道とのすりつけ等によりやむを得ない場合は、2%以下とします

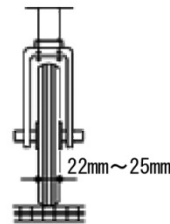
5) 排水施設

- 生活関連経路において排水施設の溝蓋は、車いすのキャスター、白杖の先及びハイヒール等が落ち込まない構造とします。

蓋構造の例(平面)



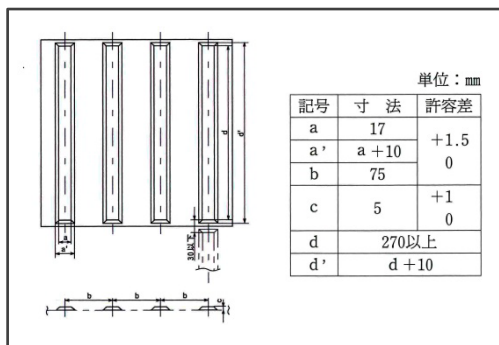
車いすの車輪(前輪)



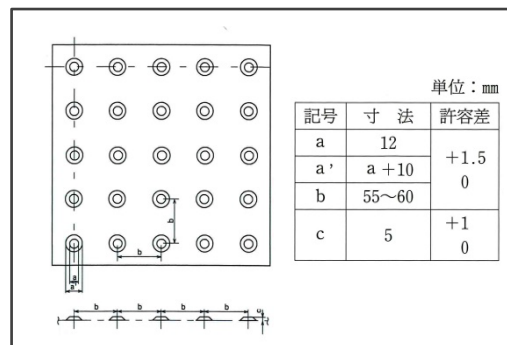
6) 視覚障害者誘導用ブロック

- 今後設置する視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法は、全て JIS 規格とします。
- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色を基本とします。ただし、舗装材の色と同色系になる場合については、輝度比が大きく識別しやすい色とします。
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置位置は、概ね歩道の中央とします。

線状ブロック



点状ブロック



資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン



7) 横断歩道部の移動等円滑化

- 横断距離の長い信号交差点の横断歩道中央部にエスコートゾーン(視覚障がい者用横断帯)を設置し、横断する方向をわかりやすくします。



- 交通量が少ない細街路との交差点部等で、ハンプ構造を採用することが可能な場合、安全性が確保されるよう周辺の交通状況等に配慮した上で、段差のない横断歩道(スムーズ横断歩道)の採用を検討します。

<基本形>

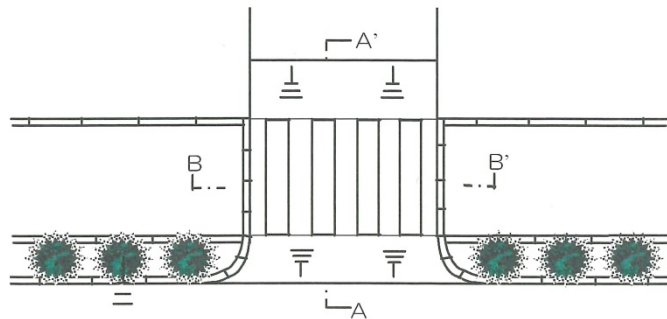
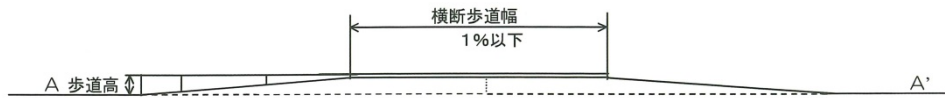


図 - スムース横断歩道の平面図



注) 植樹帯等がなく、ハンプをすりつけるスペースがない場合は、特殊縁石等による対応を考える。

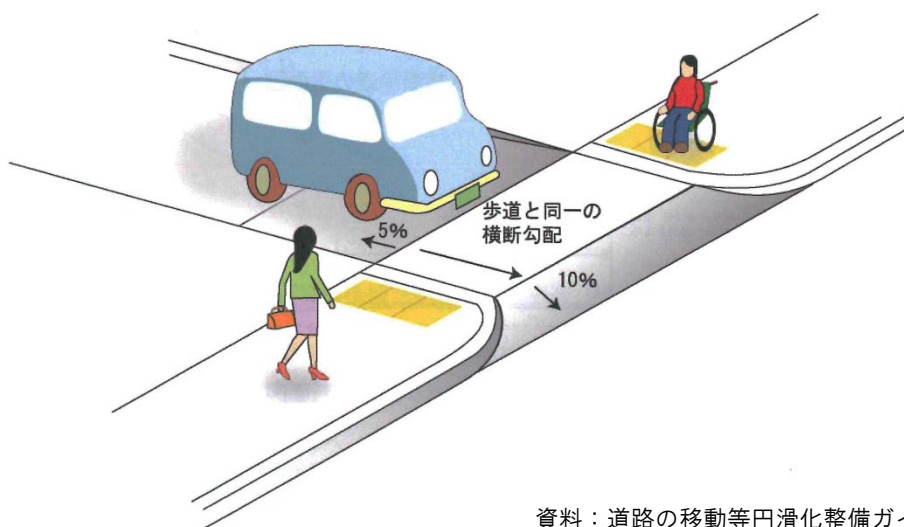
図 - スムース横断歩道の横断面図



図 - スムース横断歩道の縦断面図

資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

○参考：スムーズ横断歩道の設計例



資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

図 - スムーズ横断歩道の設計

- 今後必要な箇所に、視覚障がい者のための音響式信号の設置や音響式信号の夜間延長、高齢者、障がい者等のための歩行者青時間の適正時間化、信号待ち時間表示等を行い、横断の利便性と安全性の向上を図ります。

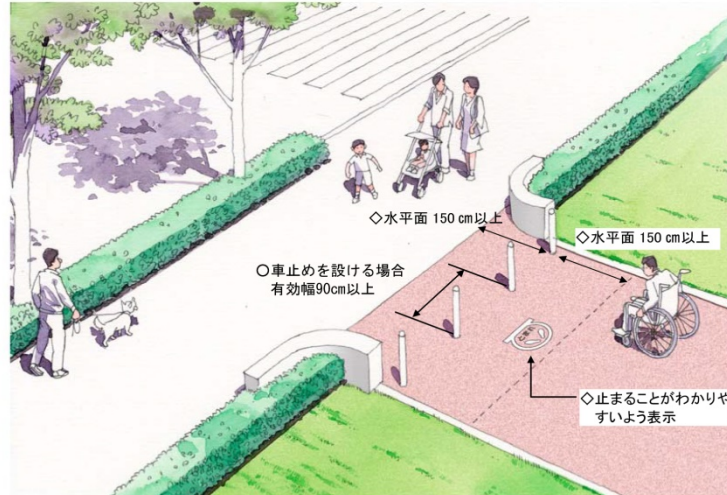


1-2. 公園（生活関連施設）

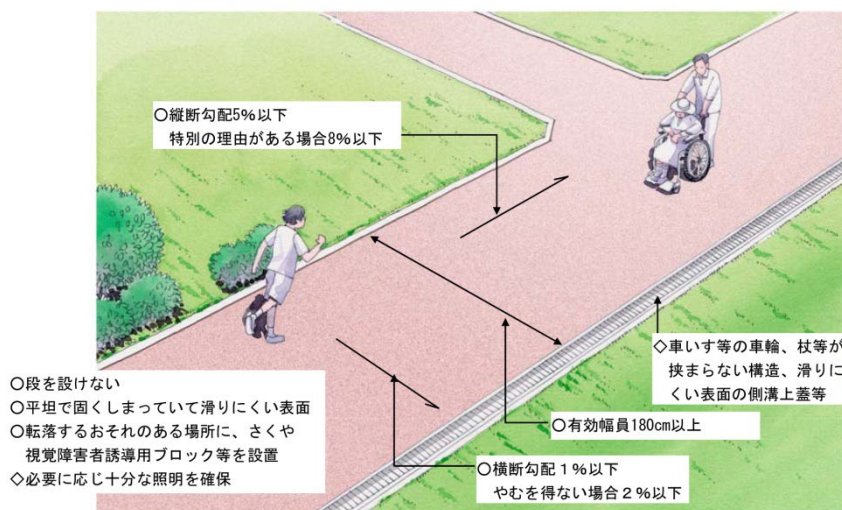
1) 出入口・通路

- 車いす使用者や障がい者等が通行しやすいよう十分な幅の確保、段差解消や緩やかな勾配を確保します。

車止めを設ける場合



- 車いす使用者同士が行き違いやすいよう、介助が必要な高齢者、障がい者等が行き違いやすいよう十分な幅の確保、段差解消や緩やかな勾配を確保します。

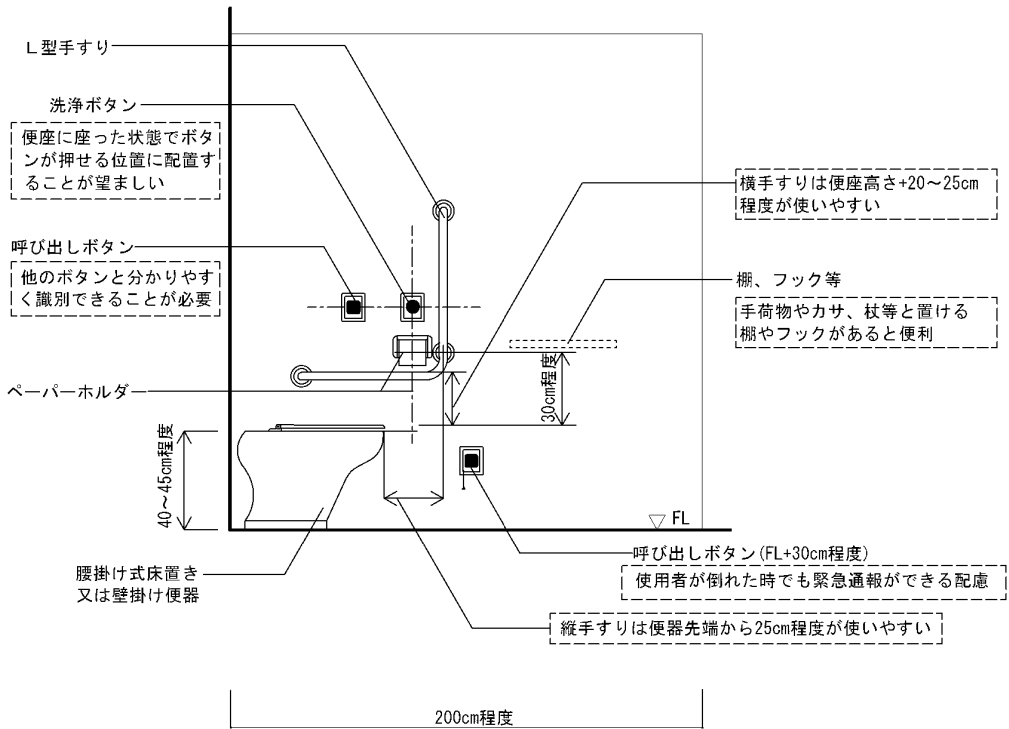
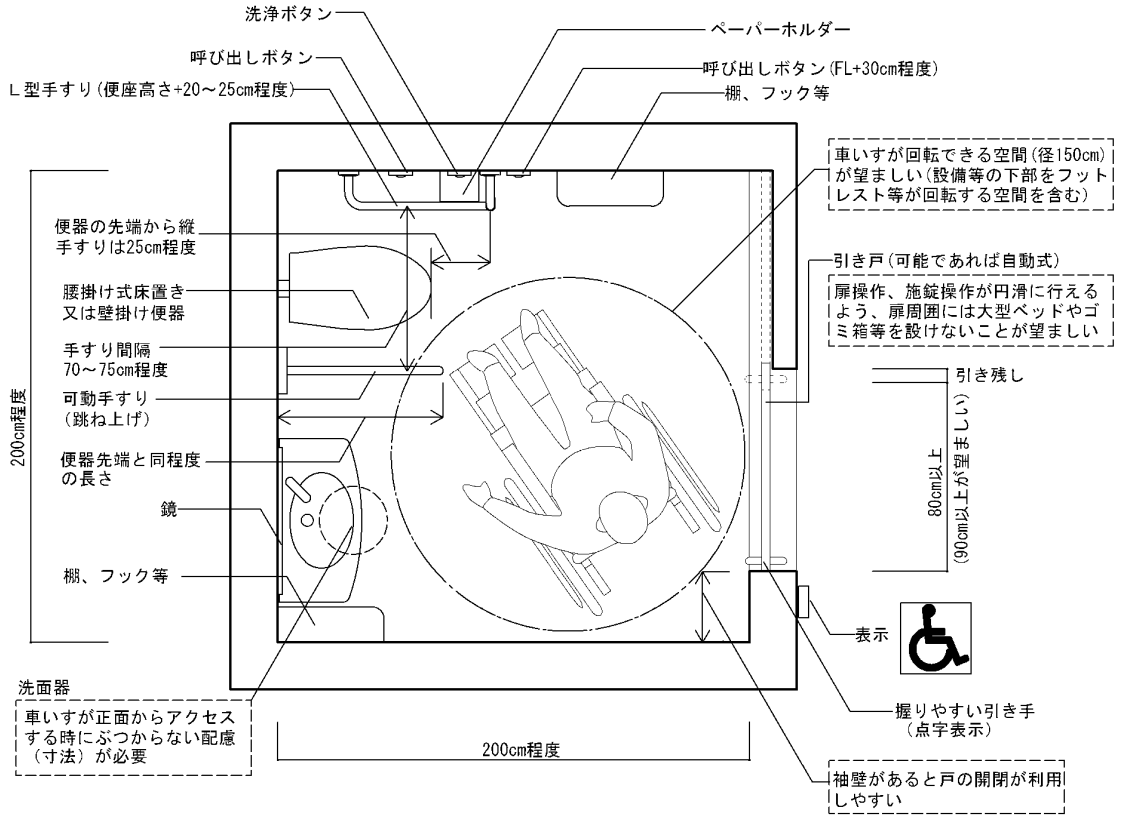


○印:標準的な整備内容
◇印:望ましい整備内容

資料:「都市公園移動等円滑化基準に関するガイドライン」

2) 多目的トイレ

- 生活関連施設であるすべての公園には、多目的トイレを整備・改良します。
- 多目的トイレは、高齢者や障がい者、乳幼児を連れた方等が安心して外出するために不可欠な利用しやすいトイレとして整備します。



資料：国土交通省 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

図 - 車いす使用者用便房

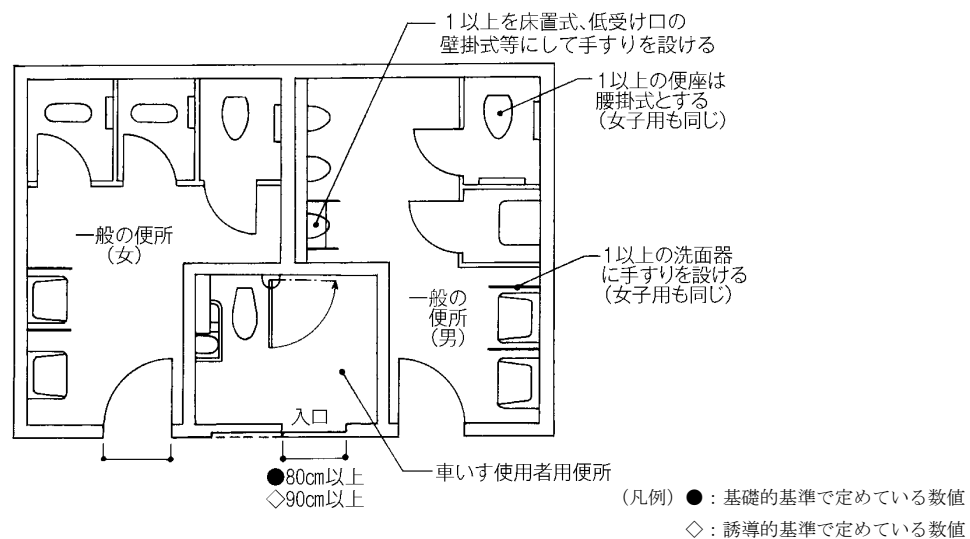


オストメイト用設備

水洗器具	○ 専用の汚物流しを設けることが望ましい。
その他	○ 汚物流しには、洗浄のための温水が出る設備を設ける。 ○ 腹部を映すための鏡、パウチ等を置くための棚等を設ける。 ○ オストメイト用設備を設けた便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口付近には、オストメイトが利用できる設備を設けていることを表示する標識を設ける。

一般便所

小便器	○ 小便器の脇には、杖や傘等を立てかけるくぼみやフック等を設けることが望ましい。
大便器	○ 腰掛式便座には、手すりを設けることが望ましい。
表示	○ 案内板等に便所の位置及び男女の別を表示する。点字等による案内板にも表示する。
器具等	○ 便器洗浄装置、呼出しボタン、紙巻器の形状、色、配置は JIS S 0026 の規格に準じたものとする。
その他	○ 便房内や洗面器近くに、手荷物を置く棚を使いやすい高さに設けることが望ましい。 ○ 照明等のスイッチの大きさ、取付け位置は、高齢者等の利用に配慮する。必要に応じて緊急通報装置を設置することが望ましい。 ○ 車いす使用者用便房やオストメイト対応便房とは別に、一般便所の中に車いす使用者やオストメイトが利用できる便房（簡易型機能を備えた便房）を改造により設けるなど、必要とすることができるだけ多くの高齢者、障害者等が利用できるように、便所機能の配置に配慮する。



資料：大分県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（建築物編）

図 - 車いす使用者用便房を1つ設けた例

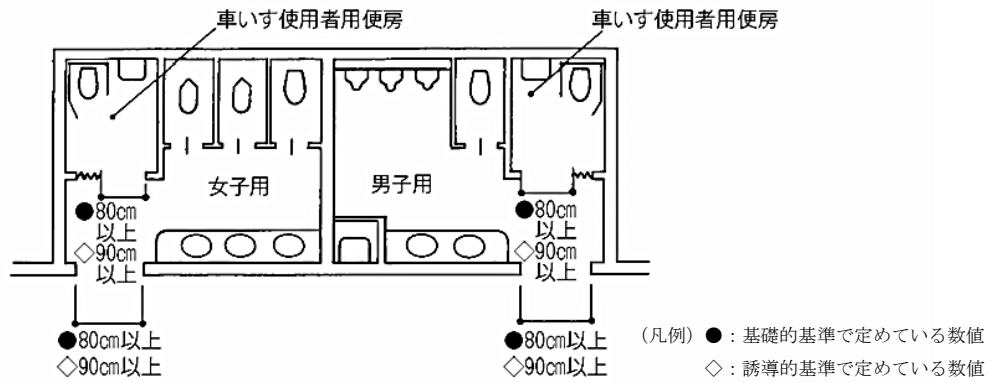


図-車いす使用者用便房を男女別々に設けた例

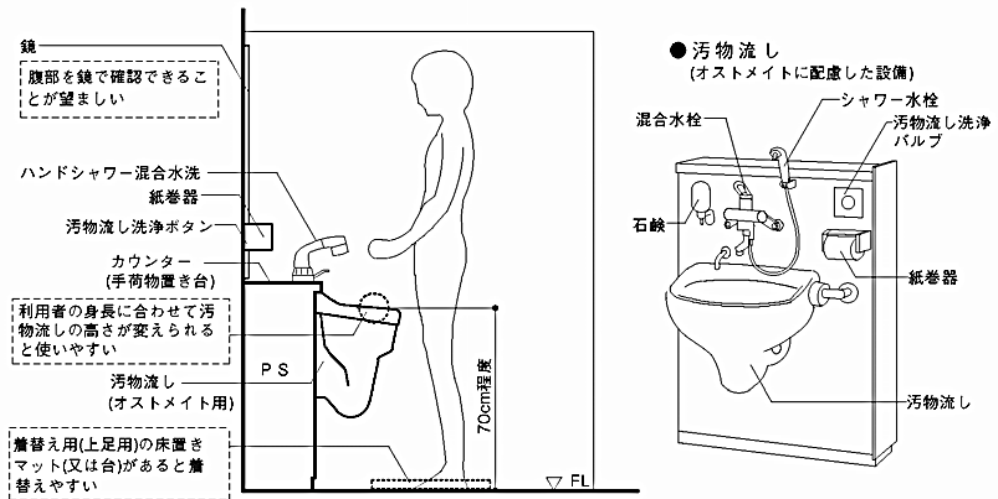


図-オストメイト用汚物流しの例

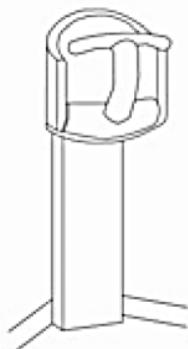


図-ベビーチェアの例



図-ベビーベッドの例

資料：大分県福祉のまちづくり条例
施設整備マニュアル(建築物編)

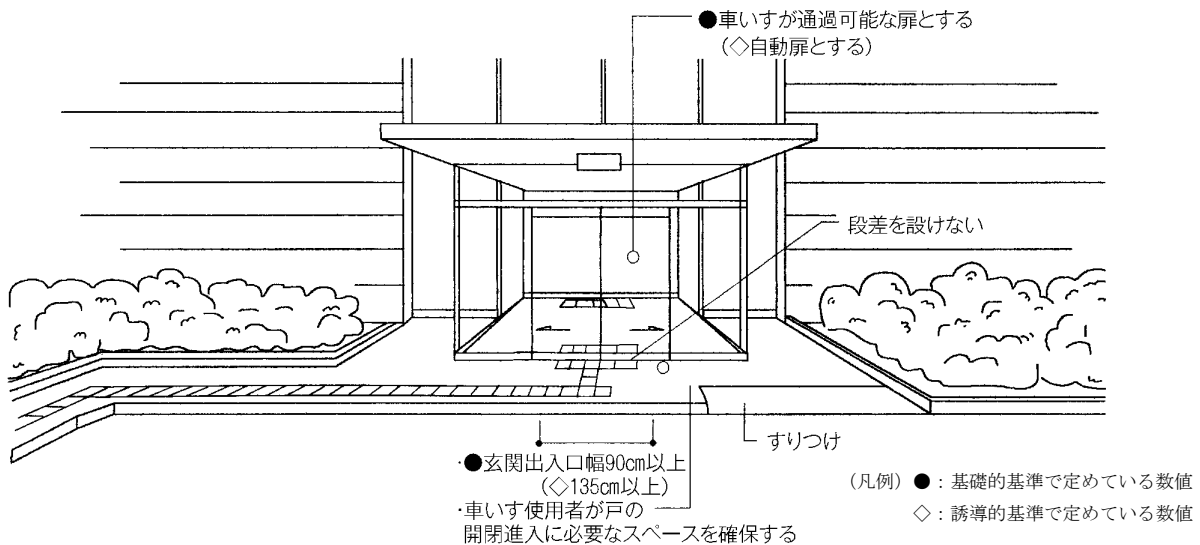


3) その他

- 園路は、幅 1.8m以上で、縦断勾配 5%以下（やむ得ない場合 8%以下）として、車いす使用者等の通行の支障となる段差は設けないなど、円滑に移動できる連続性の確保に努めます。
- 園内に、高齢者等が安全に利用できるベンチを整備・改善します。また、園内の噴水や池の周りのベンチでは、高齢者等が落ち込む危険性がある場合に柵を設けるなどして、安全性を確保します。

1-3. 生活関連施設（公園以外）

- 生活関連施設の更新及び建替え時には、「大分県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できる施設整備を行います。
- 施設出入口のバリアフリー化については、特に指導を強化するとともに、公共施設の出入口については、すべての施設においてバリアフリー化を図ります。



資料：大分県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル（建築物編）

図 - 施設出入口部のバリアフリー化例

- 不特定多数の方が利用する施設のトイレ等は多目的トイレとし、障がい者、高齢者、子供連れ等の方が利用しやすいように指導していきます。特に、市が管理する多目的トイレについては、適切な場所へのベッドや幼児ポケットの設置等、利用しやすく改善します。
- 駐車場は、車いす使用者用駐車施設の設置と、主要動線におけるバリアフリー対応に誘導しています。

1-4. 公共交通に関する移動等円滑化（路線バス）

- 低床バスの導入を推進します。
- バス停は、高齢者、障がい者等に配慮した構造とします。その際、高齢者、障がい者等の利用状況や道路の構造等に応じて、低床バスがバス停に正着できる構造に整備します。

	歩道の幅員	乗合自動車の正着		本線交通への影響
		周辺に路上駐車なし	周辺に路上駐車あり	
バスベイ型	●歩道側に切り込むため、歩道の幅員が狭い場合、歩道の有効幅員を侵す可能性がある	●切り込み形状によっては停留所に正着することが困難な場合がある ●バスのオーバーハングのため、バスベイの長さによっては停留所に正着することが困難	●切り込みの形状や周辺の路上駐車状況によっては停留所に正着することが困難	○バスは停車帯に入り込むため、バスの停車による本線交通への影響は少ない ○乗降の利便性を図るとともに、後続車の追い越しを容易にさせることができる
切り込みテラス型 （既存のバスベイ型の改良）	●テラスを設置するためには、一定以上の長さのバスベイ型であることから、歩道の幅員が狭い場合、歩道の有効幅員を大きく侵す必要がある	○バスベイ内に張り出したテラスを設置することにより、テラス手前でバスを安全に歩道に寄せることが可能になり、正着が容易となる	●周辺の駐車状況により困難になる場合がある	○バスは停車帯に入り込むため、バスの停車による本線交通への影響は少ない ○乗降の利便性を図るとともに、後続車の追い越しを容易にさせることができる

凡例：○メリット、●デメリット

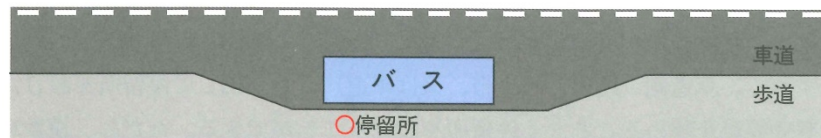


図 - バスベイ型

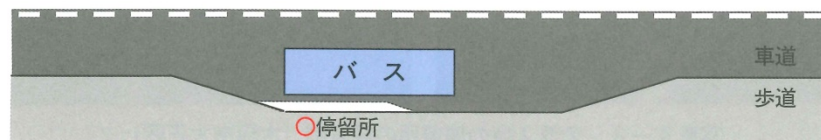


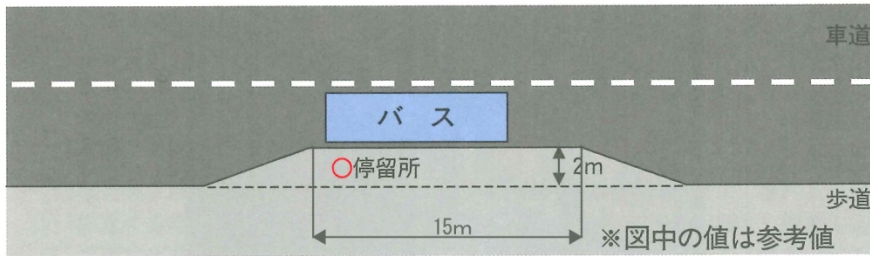
図 - 切り込みテラス型

資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン



	歩道の幅員	乗合自動車の正着		本線交通への影響
		周辺に路上駐車なし	周辺に路上駐車あり	
テラス型	○車道側にはみ出して設置するため、歩道の有効幅員を侵しにくい	○容易である	●テラス部の幅によっては正着が困難になる場合がある	●バスの停車中は、後続車の通行が困難 ●広い路肩や停車帯をもたない道路では、停留所付近では1車線分通行できないので、交通容量が減る ●張り出し部分で事故の可能性はある

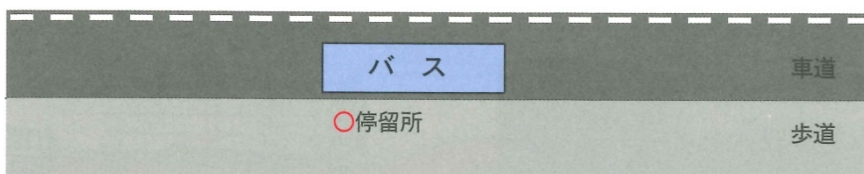
凡例：○メリット、●デメリット



資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

	歩道の幅員	乗合自動車の正着		本線交通への影響
		周辺に路上駐車なし	周辺に路上駐車あり	
ストレート型	○道路の全幅員に余裕がなく歩道に切り込みを入れて停車帯を設けることができない場合等に歩道の幅員を変えずに、歩道内に停留所を設ける ●歩道内にベンチや上屋等停留所付属施設を設置する場合には、歩道の幅員が狭い場合、有効幅員を侵す可能性がある	○容易である	●周辺の駐車状況により困難になる場合がある	●バスの停車中は後続車の通行が困難

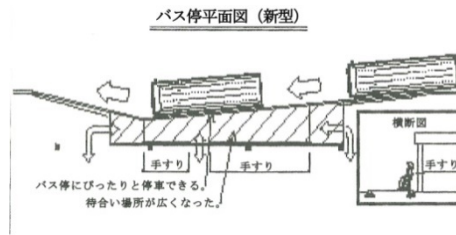
凡例：○メリット、●デメリット



資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

	歩道の幅員	乗合自動車の正着		本線交通への影響
		周辺に路上駐車なし	周辺に路上駐車あり	
三角形 切り込み型	○歩行空間やバス待ち空間を広く確保できる	○斜めに侵入するため、正着が容易である	●周辺の駐車状況により困難になる場合がある	●バスの右側後方が車道側にはみ出すため、場合によっては後続車に影響がある ●バスの運転席から後方が確認しにくいいため、発車時に十分な注意が必要

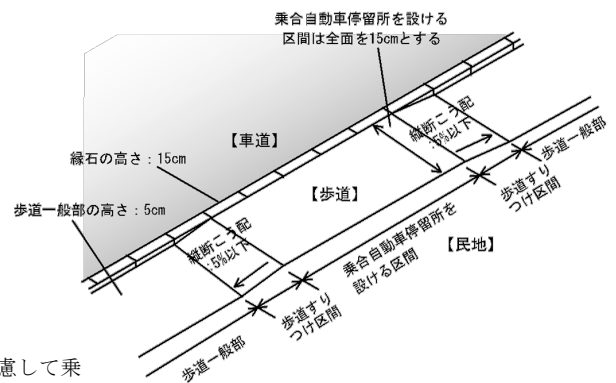
凡例：○メリット、●デメリット



三角形切り込み型の停留所の設置例

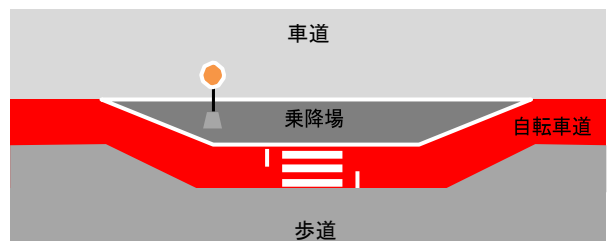
■高齢者、身体障がい者等が低床バスに円滑に乗降できる高さとして、バス停部分の歩道の高さは15cmを標準とします。

- ※有効幅員は、水平部分のみとするものとする。
- ※セミフラット型の歩道における、ストレート型での整備例。
- ※乗合自動車停留所の区間の長さは、歩行者の滞留人数を考慮して乗合自動車の乗降に支障がない範囲を15cmに嵩上げするものとする。
- ※停留所が連担して、停留所付近の歩道が波打ち状になる場合には、セミフラット歩道等にかかわらず歩道高を嵩上げするものとする。



資料：道路の移動等円滑化整備ガイドライン

■自転車道がある道路のバス停は、歩道幅員が十分ある場合、乗降客、歩行者と自転車の交錯を防ぐ措置を図ります。



乗降場と歩道の間には自転車道を確保した例

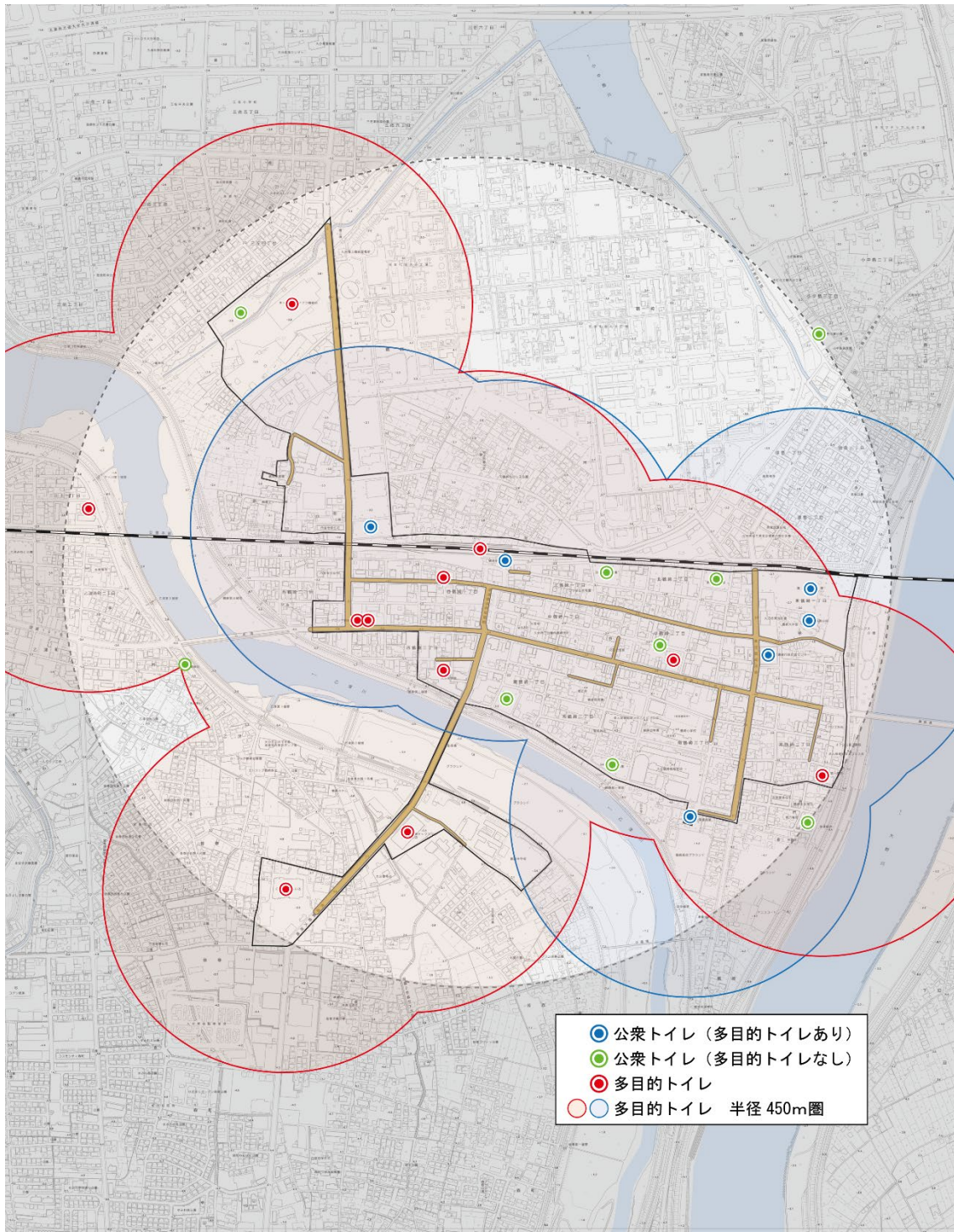
- バス停の上屋やベンチは固定式とし、歩道の有効幅員を確保する上で障がいとならないようにします。
- 高齢者や障がい者の方にも、わかりやすく低床バスの時刻や、バスが来ている位置がわかるような情報提供を行います。
- バス停の案内板には、点字による表示を併せて行うことが望まれます。視覚障がい者の利用が多く、音声による誘導が効果的な箇所には、音声誘導装置等を設置することが望まれます。



<参考1>公衆トイレ及び多目的トイレ、バス停の配置

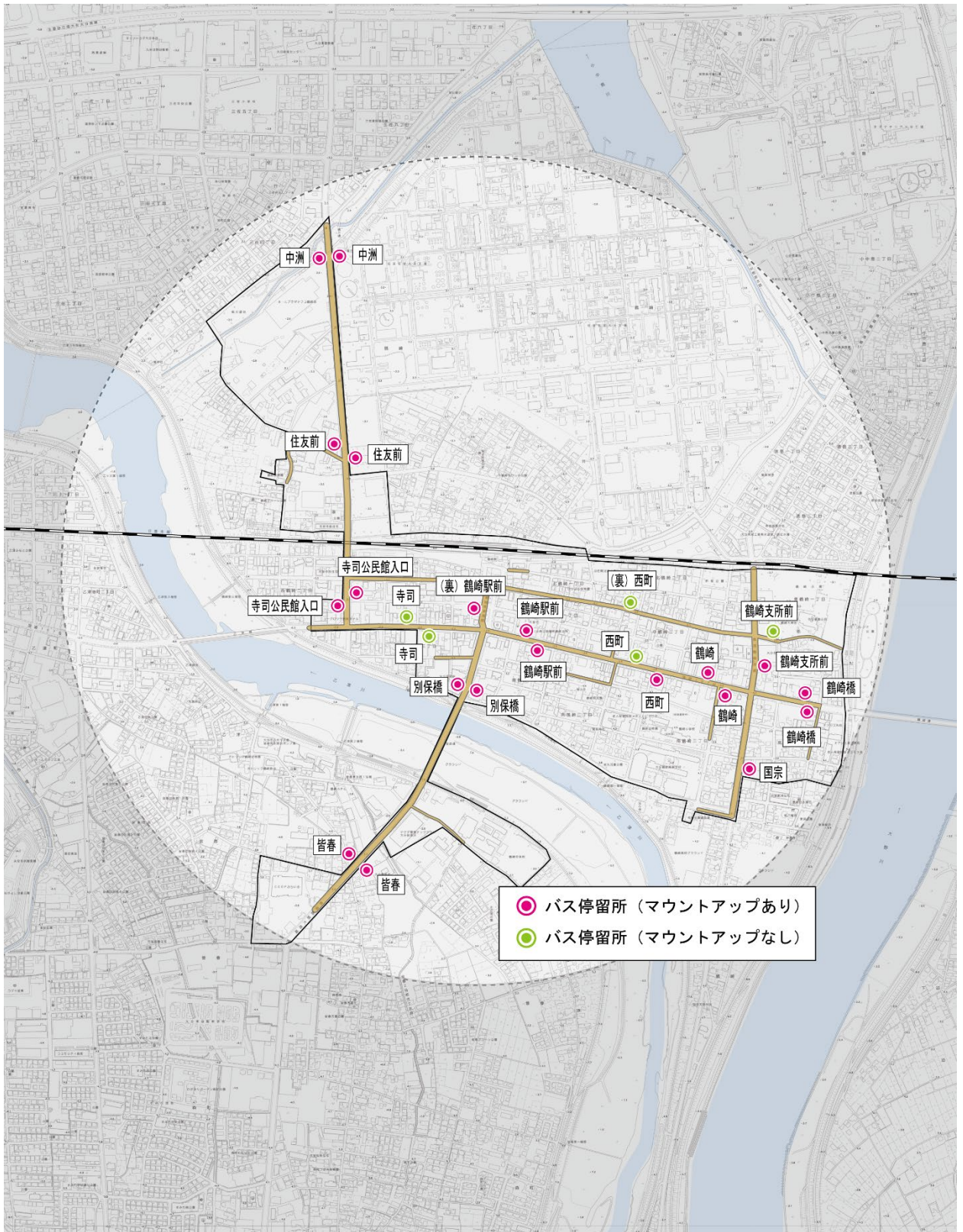
必要なときに誰でも利用できる公衆トイレ及び多目的トイレの位置、公共交通機関であるバス停の位置をプロットしています。

公衆トイレ及び多目的トイレの配置については、東京都が策定した「生活者の視点に立ったトイレ整備の指針（平成18年7月）」において、トイレまでの移動時間は徒歩10分圏内という結果に基づき、高齢者の歩行速度から割り出した、400~500mに1か所が望ましいとする基準を用いて、トイレを中心とする半径450m圏のエリアを描いています。



資料：「大分バリアフリーマップ」より

図 - 多目的トイレの位置



資料：「バスどこ大分」より

図 - バス停の位置



<参考2>街灯・公衆電話・自動販売機の配置

高齢者や障がい者を含むすべての人が、安全・安心に街を回遊することのできる、人にやさしいまちづくりを考えていく上で、生活関連経路における夜間の照明確保の視点について調査を行っています。

調査は、鶴崎駅周辺地区において、夜間での歩行空間の照明となる街灯、公衆電話、自動販売機の設置間隔や位置関係等を調べています。

①街灯と生活関連施設の関係（調査月：令和元年9月）

街灯無し等とした道路において、生活関連経路を結ぶ 17、21、23 において街灯が少ないことが確認できます。

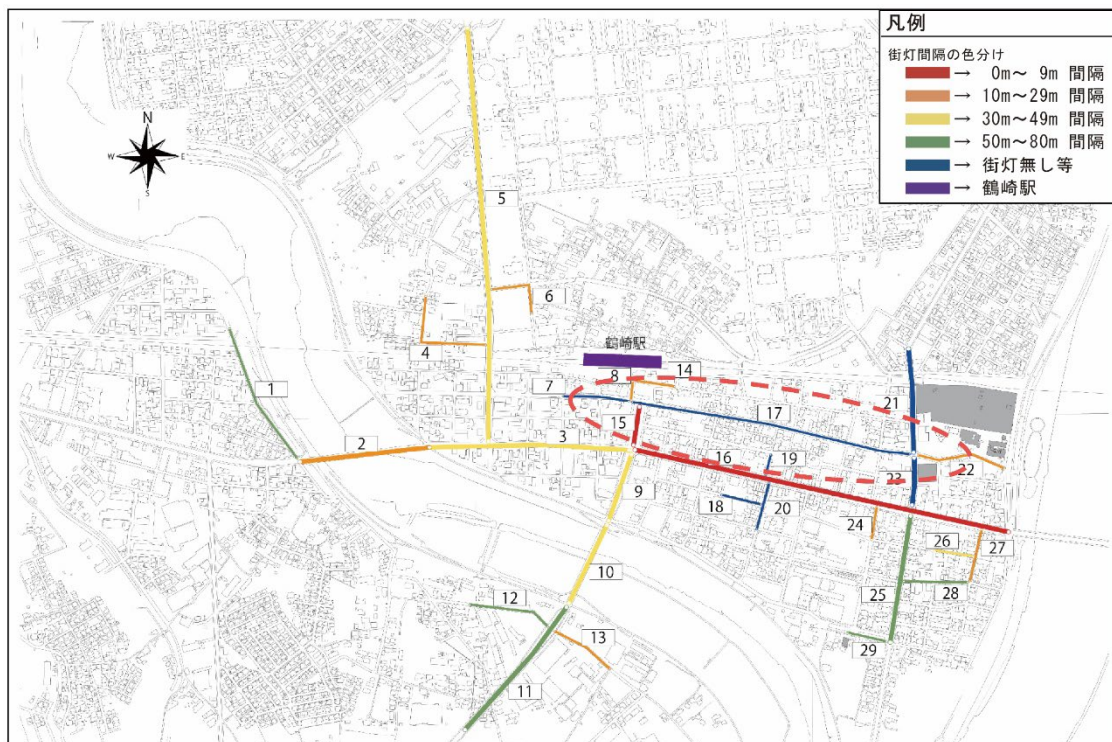


図-生活関連経路を重ねた街灯間隔ごとの色分け図

(構成：日本文理大学西村研究室)

②街灯と大分あったか・はーと駐車場の関係（調査月：令和元年9月）

あったか・はーと駐車場周辺の生活関連経路、21、23 において街灯が少ないことが確認できます。

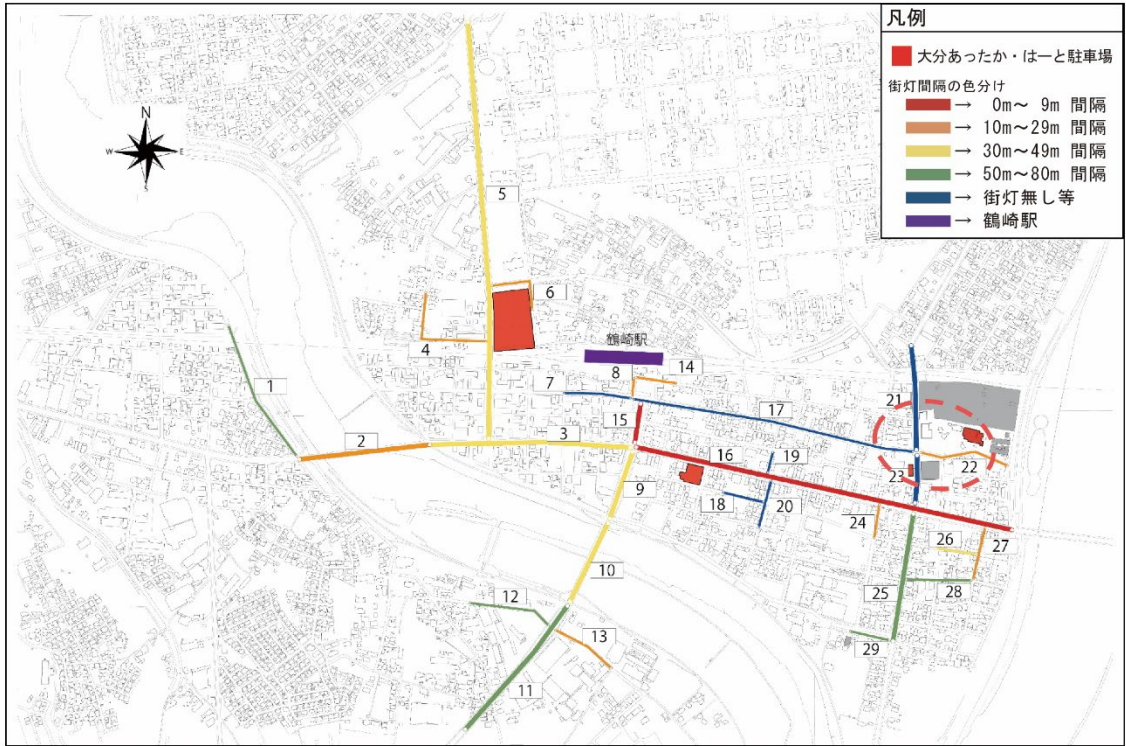


図 - あったか・はーと駐車場を重ねた街灯間隔ごとの色分け図

（構成：日本文理大学西村研究室）

③公衆電話と生活関連経路の関係（調査月：令和元年9月）

1、3 において公衆電話の設置数が少ないことが確認できます。

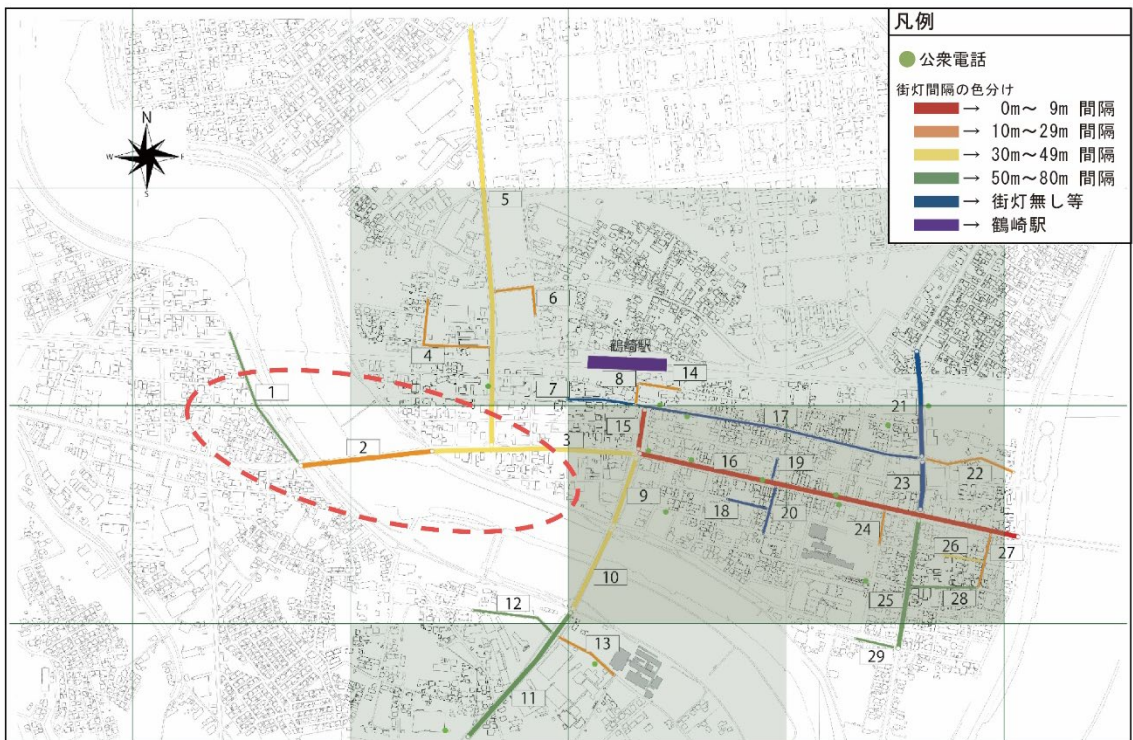


図 - 街灯間隔ごとの色分け図に公衆電話を記したメッシュマップ

（構成：日本文理大学西村研究室）



④自動販売機と生活関連経路の関係（調査月：令和元年9月）

1、5において自動販売機の設置数が少ないことが確認できます。

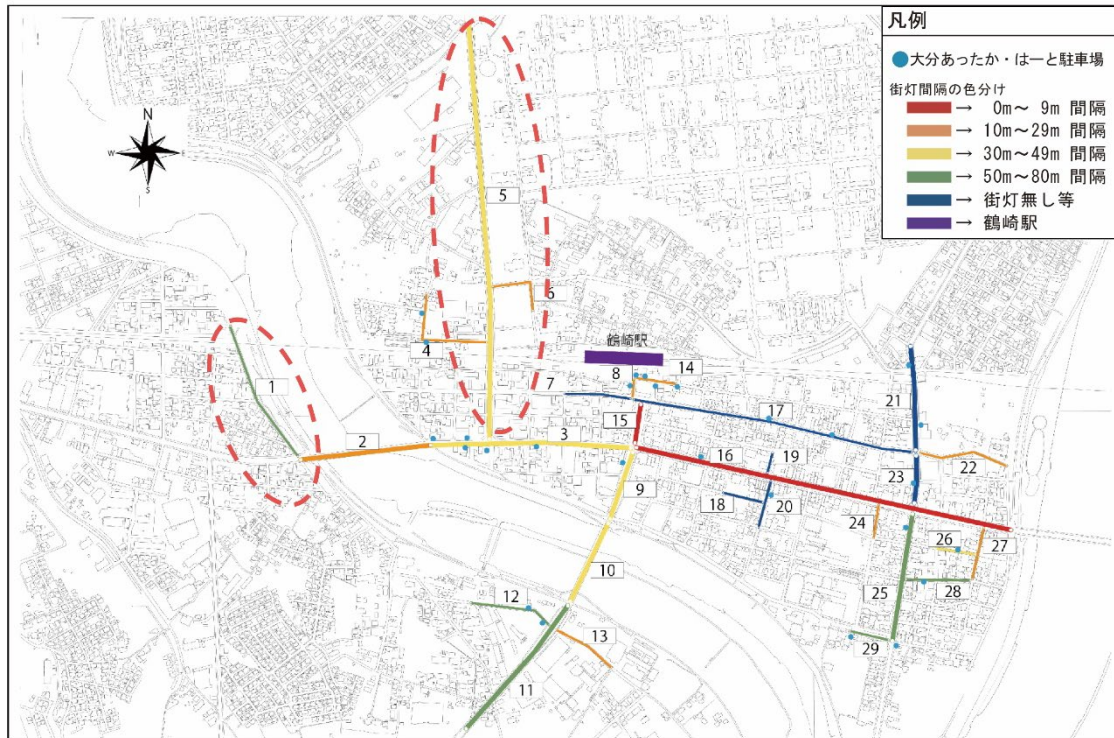


図 - 街灯間隔ごとの色分け図に自動販売機の位置を記したメッシュマップ

(構成：日本文理大学西村研究室)

2. 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリー事業の内容

2-1. 公共交通（バス）のバリアフリー化

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	車両	低床バス等の導入推進	R2～R6
	バス停	上屋やベンチの設置	
	時刻表	低床バスが来る時刻がわかる時刻表の改良	

2-2. 道路のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	生活関連経路A (路線名) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 【A-1】 国道 197 号 ▪ 【A-2】 (県道)鶴崎停車場線 ▪ 【A-3】 (県道)鶴崎大南線 	以下に関する歩道の整備または検討を実施する。 イ) 有効幅員 2.0m以上の確保。ただしやむを得ない場合は 1.5m以上の確保 ロ) 車いす利用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 ニ) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置 ト) 排水施設の改良	R2～R6
	生活関連経路A (路線名) <ul style="list-style-type: none"> ▪ 【A-4】 鶴崎駅前広場 	高齢者・障がい者等の利用に配慮した、下記内容にて駅前広場の施設整備の検討を実施する。 イ) 車いす利用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ロ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ハ) 段差の改良 ニ) こう配の改良 ホ) 排水施設の改良	R2～R6



事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	生活関連経路B (路線名) ・【B-1】(県道)鶴崎港線 ・【B-2】(市道)鶴崎・三佐線 ・【B-3】(市道)東鶴崎下徳丸線 ・【B-4】(市道)南鶴崎6号線	以下に関する実施可能な歩道の改良を行う。 イ) 有効幅員 2.0m以上の確保。ただしやむを得ない場合は 1.5m以上の確保 ロ) 車いす利用者等の走行に配慮した騒音・振動の少ない舗装への改善 ハ) 視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良 ニ) 段差の改良 ホ) こう配の改良 ヘ) 横断歩道付近の平坦部の確保、または設置可能な箇所へのスムーズ横断歩道の設置 ト) 排水施設の改良	R2~R6

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
関連事業	生活関連経路C (路線名) ・【C-1】(市道)西鶴崎9号線 ・【C-2】(市道)北鶴崎2号線 ・【C-3】(市道)北鶴崎3号線 ・【C-4】(市道)乙津・森町線 ・【C-5】(市道)中鶴崎5号線 ・【C-6】(市道)南鶴崎9号線 ・【C-7】(市道)南鶴崎3号線 ・【C-8】(市道)南鶴崎12号線 ・【C-9】(市道)東鶴崎1号線 ・【C-10】(市道)東鶴崎13号線 ・【C-11】(市道)下鶴崎1号線 ・【C-12】(市道)鶴崎三佐二丁目線 ・【C-13】(市道)西鶴崎11号線	歩行者空間の実施可能なバリアフリー化を行う。	R2~R6

2-3. 都市公園のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	公園 (公園名) ・鶴崎公園	「都市公園移動等円滑化基準」等に適合したバリアフリー化を実施する。 イ) 出入口や園路の改良(十分な幅の確保、段差解消、緩やかな勾配の確保等) ロ) 多目的トイレの多機能化(洗面器周辺の手すり設置等高齢者、障がい者等の利用に適した機能の追加) ハ) 高齢者・障がい者等の利用に適したベンチへの改良や設置 ニ) 車いす使用者用駐車施設の設置(円滑な乗降が可能なスペースの確保等)	R2~R5

2-4. 建築物のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	鶴崎公民館	以下のバリアフリー化を実施する。 イ) エレベーターの設置 ロ) 多目的トイレの整備 ハ) 身障者用の駐車場の設置 ニ) バリアフリー化がされていない福祉施設「鶴崎老人いこいの家」と教育施設「エスペランサ・コレジオ」の2つの施設の機能を集約	R2~R4
	鶴崎公民館(集会室棟)	「大分県福祉のまちづくり条例」に適合したバリアフリー化を実施する。	R2~R4
	毛利空桑記念館 (毛利空桑遺品館)	多目的トイレを含むトイレの改修内容の検討を行う。	R2

2-5. 交通安全のバリアフリー化に関する事業

事業種別	対象施設等	主な事業内容	実施予定時期
特定事業	生活関連経路A	生活関連経路Aに関係する交差点等で、音響式信号機・交通弱者感応式信号機、標識等の視認性の改善・エスコートゾーンの設置・改良等を実施する。	R2~R6
関連事業	生活関連経路A以外の生活関連経路	生活関連経路B及びCに関係する交差点等で、必要に応じて、音響式信号機・交通弱者感応式信号機、標識等の視認性の改善・エスコートゾーンの設置・改良等を推進する。	R2~R6



第5章 鶴崎駅周辺地区における バリアフリー化の推進に向けた取組



1. 心のバリアフリー

心のバリアフリーに関する取組について、心のバリアフリーに関する問題と課題の整理及び重点整備地区における取組方策について整理します。

1-1. 心のバリアフリーに関する問題と課題の整理

心のバリアフリーに関する問題と課題を把握するために、施設管理者及び障がい者団体によるヒアリング調査、住民アンケート調査、まち歩き調査について発言された意見や、記載された内容に基づいて、心のバリアフリーに関する問題と課題を整理します。

1) ヒアリングによる問題と課題の整理

心のバリアフリーについて	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリーに関して認識は向上していると感じます。 ・支所においてバリアフリー化の研修をしています。 ・バス事業者の（特に運転手に対する）教育、研修等のソフト面の強化が大事です。 ・毛利空桑記念館では、筆記ボード等設置されていませんが、事前に相談を受ければできる限り対応します。 ・毛利空桑記念館の建物表示看板には、今後英訳を入れることを考えています。 ・バリアフリーが施されたトイレの表記について、障がい者が主に使うトイレだと一目で分かるような表記（例えば「バリアフリートイレ」）が望まれます。
--------------	--

2) 住民アンケート調査による問題と課題の整理

心のバリアフリーについて	<ul style="list-style-type: none"> ・「心のバリアフリー」について、約6割が「共感できる/好ましい」と感じています。しかしながら、研修会等への参加について約6割が「参加経験はない」と回答しています。参加経験者の内訳をみると、学校や勤務先で「心のバリアフリー」に関して学ぶ機会があったとしています。 ・「心のバリアフリー」の推進は、学校教育や広報活動が有効であると感じており、これらを充実させることにより、バリアフリーに対する意識の醸成が図られるものと思われます。 また、困っている人を見かけた人の約8割が「手助けをした」と回答しており、「心のバリアフリー」の取組を充実し「ソフト面」からバリアフリー化を推進することが望まれます。 ・「バリアフリーは環境整備だけでは完璧だとは思いません。まずはバリアフリーを知ること理解すること、気づくことが大切だと思います。そのための教育、情報発信の工夫が必須です。人で支援できればそれもバリアフリー、物に頼るだけではなく、弱い人、困っている人に手を差し伸べる雰囲気づくりも必要です。」 このように、バリアフリーによる活動の周知や普及、住民参加の推進、啓蒙・啓発活動の必要性が求められています。
--------------	--

3) まち歩きによる問題点と課題の整理

心のバリアフリーについて	<ul style="list-style-type: none"> ・市道 北鶴崎3号線、店舗の看板が歩道に出ています。 ・鶴崎駅周辺地区は、音声案内がある箇所が少ないです。
--------------	--

1-2. 鶴崎駅周辺の重点整備地区における心のバリアフリーの取組方策

重点整備地区における心のバリアフリーに関する取組方策を導くために、心のバリアフリーに関する課題の整理（取組方策）及び心のバリアフリー事業に関する取組方策について整理します。

1) 心のバリアフリーに関する課題の整理（取組方策）

心のバリアフリーに関する取組方策について、「1-1. 心のバリアフリーに関する問題と課題の整理」で述べられている意見に基づいて、取組方策を以下のように整理します。

○心のバリアフリーについて

社会的にバリアフリーに関する認識が向上している中で、鶴崎駅周辺地区の施設では、大分駅周辺地区と比べると普段バリアフリーに関する相談を受けることが少ないこともあり、ソフト面の対応が不十分であるため、バリアフリーに関する認識や関心、普及に対して積極的に取組むことが求められます。

また、バス事業者（特に運転手）には、心のバリアフリーに対する教育や研修等によるソフト面の強化が望まれています。

住民アンケートの調査結果においては、心のバリアフリーについて、約6割の回答者が共感できるあるいは好ましいと感じていますが、研修会等への参加について、約6割が参加経験がないと回答しています。このことから、学ぶ機会に対する積極的な参加の促進が望まれます。

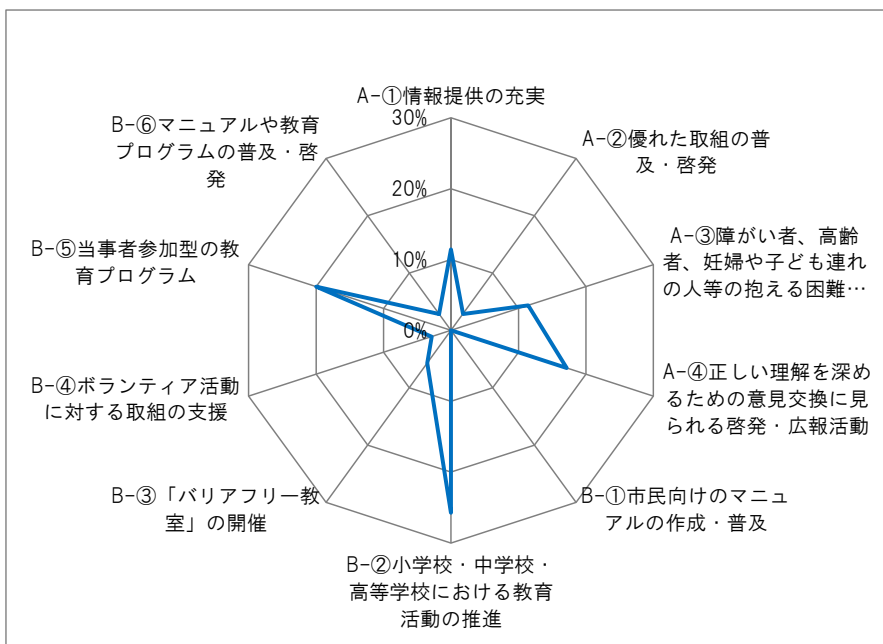
また、心のバリアフリーの推進は、学校教育や広報活動の有効性、ルール・マナーに関する啓発活動の必要性があると感じており、これらを充実することにより、バリアフリーに対する意識の醸成が図られます。



2) 心のバリアフリー事業に関する取組方策

今年度開催された意見交換会では、心のバリアフリーの施策として、整備の重要性の傾向について調査が行われており、その成果を整理します。

心のバリアフリーの施策	鶴崎駅周辺
A：理解を深めるための啓発・広報活動による推進	42%
A-①情報提供の充実	11%
A-②優れた取組の普及・啓発	3%
A-③障がい者、高齢者、妊婦や子ども連れの人等の抱える困難やそのニーズの理解の促進	11%
A-④正しい理解を深めるための意見交換に見られる啓発・広報活動	17%
B：実際に行動につなげるための支援となる幅広い教育活動の推進	58%
B-①市民向けのマニュアルの作成・普及	0%
B-②小学校・中学校・高等学校における教育活動の推進	26%
B-③「バリアフリー教室」の開催	6%
B-④ボランティア活動に対する取組の支援	3%
B-⑤当事者参加型の教育プログラム	20%
B-⑥マニュアルや教育プログラムの普及・啓発	3%



心のバリアフリーの施策について、「B-②小学校・中学校・高等学校における教育活動の推進」が26%と最も高く、次いで「B-⑤当事者参加型の教育プログラム」の20%、「A-④正しい理解を深めるための意見交換に見られる啓発・広報活動」の17%、「A-①情報提供の充実」及び「A-③障がい者、高齢者、妊婦や子供連れの人等の抱える困難やそのニーズの理解の促進」のそれぞれ11%となっています。

また、心のバリアフリーにおける2つの施策の内、「B：実際に行動につなげるための支援となる幅広い教育活動の推進」に占める割合が58%、「A：理解を深めるための啓発・広報活動による推進」の占める割合が42%となっています。

心のバリアフリー事業に関する取組方策について、教育活動の推進や参加型の教育プログラムの取組、正しい理解を深めるための意見交換に見られる啓発・広報活動等についての施策が求められています。

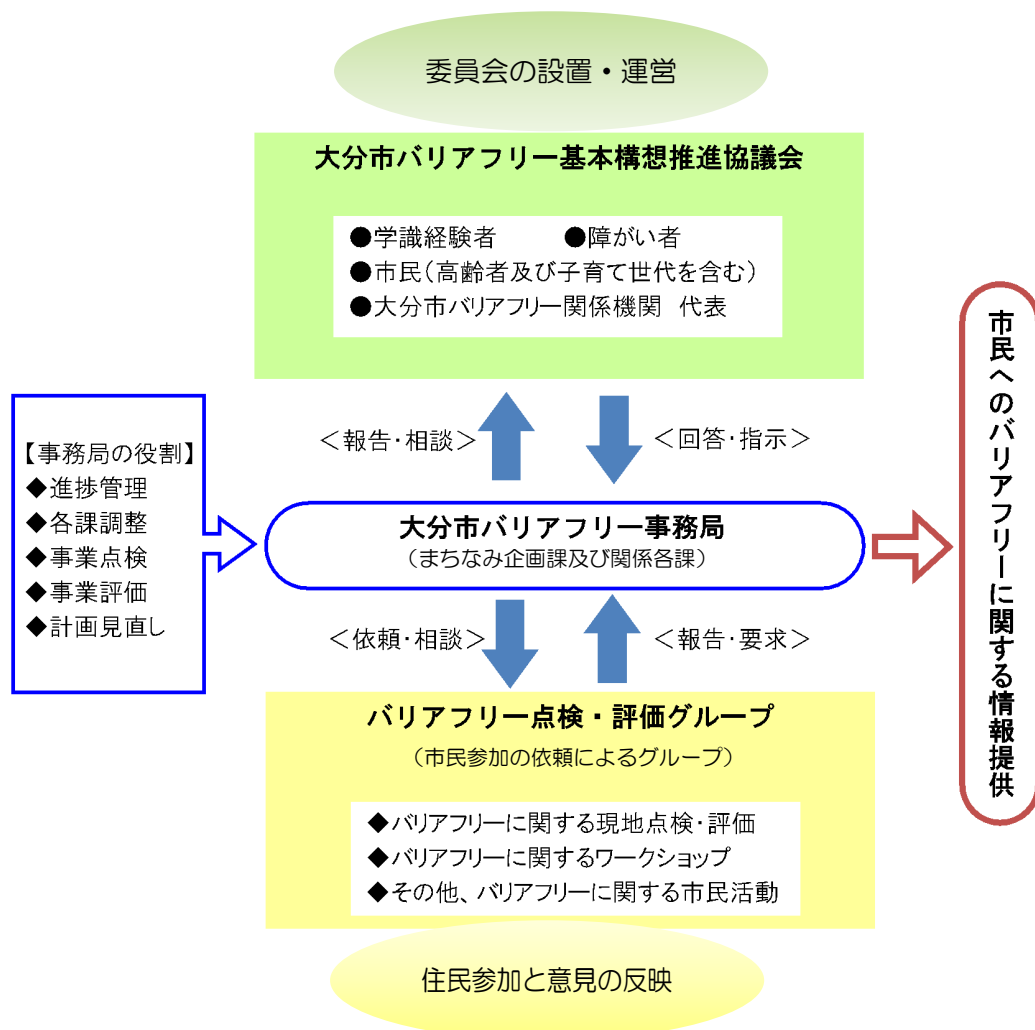
2. 基本構想の推進体制

2-1. 鶴崎駅周辺地区におけるバリアフリー推進体制

今後、各施設管理者等がバリアフリーマスタープランに基づいた取組を推進していくために、定期的に事業の実施について進捗を検証し、見直し、改善します。

また、一体的で連続性のあるバリアフリー化を進めていくためには、関係者の連携が重要であることから、市民・事業者・行政が連携し、大分市バリアフリー事務局が庁内体制の構築を図りながら、それぞれの役割に立ってバリアフリー化を進められるよう「大分市バリアフリー基本構想推進協議会」と相互に連携を図ります。

推進協議会では、基本構想に定める整備目標等の進捗確認や、面的・一体的なバリアフリー化に向けての情報交換・連絡調整を行います。また、こうした内容について、住民参加の場を提供し、広く市民との情報提供に努め、住民参加と意見の反映を促進します。



資料編（バリアフリーまち歩き・意見交換会開催記録）

1. バリアフリーまち歩き・意見交換会の概要

【目的】

今回のまち歩き調査及び意見交換会に参加された方の意見を、本計画に反映することを目的に実施しました。

- ①大分駅周辺・鶴崎駅周辺地区の生活関連施設及び生活関連経路において整備状況等現状把握・課題の共有を図る。
- ②移動や施設の利用に際し、心のバリアフリーの視点からの配慮事項についても意見交換を行い、施設の整備以外にも大切にしたい考え方を確認する。
- ③バリアフリーの取組方策・特定事業の方針の共有を図る。

	まち歩き		意見交換会
	大分駅周辺地区	鶴崎駅周辺地区	
開催日	令和元年 10 月 4 日	令和元年 10 月 11 日	令和元年 10 月 18 日
参加者	22 名	10 名	14 名

【出席者名簿一覧】

参加者

区分	No	氏名	所属・役職	大分駅周辺まち歩き (10月4日)	鶴崎駅周辺まち歩き (10月11日)	意見交換会 (10月18日)
学識経験者	1	鈴木 義弘	大分大学 工学部教授	欠	欠	出
一般参加者	2	後藤 肇	大分市老人クラブ連合会 事務局長	出	欠	欠
	3	佐藤 厚子	大分県聴覚障害者協会	出	欠	欠
	4	工藤 加代子	大分県聴覚障害者協会	出	欠	欠
	5	玉井 和年	大分県盲人協会	出	出	出
	6	淵 万壽	大分県盲人協会	出	出	欠
	7	衛藤 憲一	大分県盲人協会	欠	欠	出
	8	豊田 昭知	大分市身体障害者福祉協議会連合会 スポーツ部会副会長	出	出	出
	9	小橋 雅治	大分市商店街連合会 会長	出	欠	欠
	10	五反田 法行	障がい者自立生活センターぱりFLATおおいた	欠	欠	出
	11	神田 憲治	障がい者自立生活センターぱりFLATおおいた	出	出	出
	12	藤原 絵梨香	naana/パートナー お子様連れ	出	欠	欠
	13	井ノ口 美祐	naana/パートナー お子様連れ	出	欠	欠
	行政関係機関	14	藤原 史武	国土交通省大分河川国道事務所 技術副所長	出	欠
15		天野 重信	九州運輸局大分運輸支局 首席運輸企画専門官	出	欠	出
16		木村 博志	大分県土木建築部 道路保全課	出	出	欠
17		柳井 昭紀	大分県土木建築部 道路保全課	欠	欠	出
18		村谷 栄俊	大分県大分中央警察署 交通第一課	出	欠	出
交通事業者	19	佐藤 浩典	大分バス㈱ 執行役員 営業本部 自動車部長	出	欠	欠
学生参加者	20	伊地知	日本文理大学	出	出	出
	21	有富	日本文理大学	出	出	出
手話通訳者	22	安部 邦子	大分県聴覚障害者協会	出	欠	欠
	23	吉岡 千里	大分県聴覚障害者協会	出	欠	欠
大分市職員	24	田口 智也	土木管理課	欠	欠	出
	25	坂本 弘子	土木管理課	欠	出	欠
	26	菅谷 美海	土木管理課	出	欠	欠
	27	河村 祐希	障害福祉課	出	欠	出
	28	利光 孝行	障害福祉課	欠	出	欠
	29	飛田 夏帆	障害福祉課	出	欠	欠
	30	野村 芳弘	公園緑地課	欠	出	出

事務局

区分	No	氏名	所属・役職	大分駅周辺まち歩き (10月4日)	鶴崎駅周辺まち歩き (10月11日)	意見交換会 (10月18日)
大分市職員	31	武安 高志	まちなみ企画課	出	出	出
	32	足立 充	まちなみ企画課	欠	出	出
	33	粉 航平	まちなみ企画課	出	出	出
コンサルタント	34	岡部 茂高	西日本コンサルタント株式会社	出	出	出
	35	清水 航	西日本コンサルタント株式会社	出	出	出
	36	廣瀬 俊治	西日本コンサルタント株式会社	出	出	出
	37	田嶋 亮太	西日本コンサルタント株式会社	出	出	出

【まち歩きプログラム】

- 駅や道路、公園等の施設を対象に、移動のしやすさ、案内のわかりやすさ、施設の使いやすさなどを点検しました。
- 点検ルートは、おおむね 1.7km の距離を点検するという考えで、以下の各地域に 2 つのコースを設定しました。

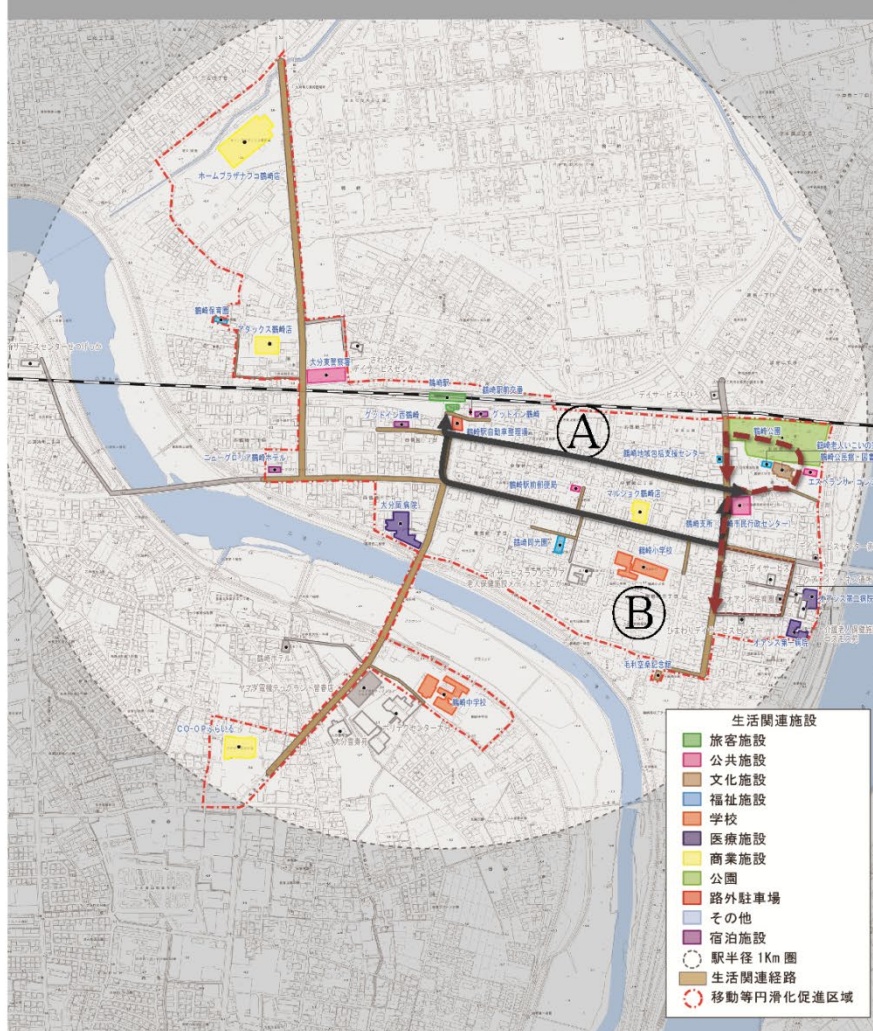
<鶴崎駅周辺 点検コース>

コース	主な点検場所
A コース (鶴崎支所・鶴崎駅周回 ルート)	① 県道 鶴崎港線 ② 市道 北鶴崎 2 号線 ③ 県道 鶴崎停車場線 ④ 国道 197 号
B コース (鶴崎支所・県道鶴崎港 線沿線ルート)	① 県道 鶴崎港線 ② 鶴崎公園 ③ 市道 東鶴崎 1 号線 ④ 市道 東鶴崎下徳丸線 ⑤ 国道 197 号

各コースの点検における視点（鶴崎駅周辺地区）

各コースの点検における視点(鶴崎駅周辺)

バリアフリーまち歩き調査ルートマップ（鶴崎駅周辺）

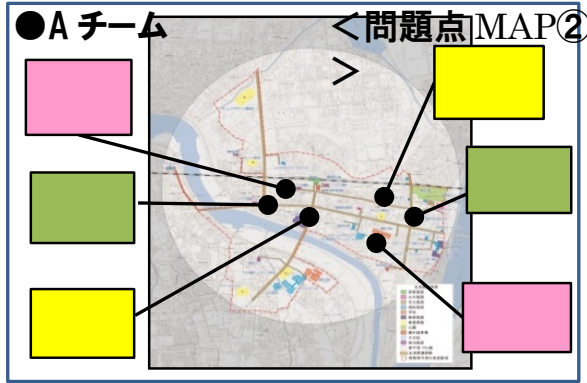


コース	主な点検場所	点検における視点	
		全コース共通の視点	各コースの視点
Aコース 鶴崎支所・鶴崎駅周回ルート	①県道 鶴崎港線 ②市道 北鶴崎2号線 ③県道 鶴崎停車場線 ④国道 197号	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化が進んでいる経路の整備状況を調査する。 ・バリアフリー化が進んでいない経路の現状を把握し、調査する。 ・施設におけるバリアフリー化の現状を把握し、調査する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・駅と支所をつなぐ国道及び市道による経路の整備状況を点検する。
Bコース 鶴崎支所・県道鶴崎港線沿線ルート	①県道 鶴崎港線 ②鶴崎公園 ③市道 東鶴崎1号線 ④市道 東鶴崎下徳丸線 ⑤国道 197号		<ul style="list-style-type: none"> ・鶴崎公園及び経路の整備状況を点検する。 ・各種医療施設に伸びる経路の整備状況を点検する。

【意見交換会プログラム】

テーマ①：調査ルートの現状把握（良いところ、悪いところの抽出）

⇒まち歩き成果（問題点 MAP①）を用いて、ルート全体及びエリアに対する良い点、悪い点、改善点他意見を抽出する（問題点 MAP②）。また、図面に示している経路及び施設の必要性や重要度等について意見を募る。



テーマ②：バリアフリーに関する重みづけ

- ・重みづけその1 「バリアフリー化を取り巻く課題の重みづけ」を行う
- ・重みづけその2 「バリアフリーの事業に関する重みづけ」を行う
- ・重みづけその3 「心のバリアフリー化の施策に関する重みづけ」を行う

バリアフリーを取り巻く課題の整理	大分駅周辺		鶴崎駅周辺	
	シール	ポストイット	シール	ポストイット
1 高齢者や障がい者を含む全ての人がやりいしやすくなり ※おまかせで移動しているバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の設置、利用しやすい設備・サービスの実施等により、高齢者や障がい者の移動がしやすくなることを目指す。				
2 改正バリアフリー法への対応 バリアフリー基本条例を踏まえ、改正法に対応するための設備・サービスの向上を図ることを目指す。				
3 重点整備地区におけるバリアフリー整備の推進 重点整備地区において、歩行者・車いす・高齢者等の移動がしやすい環境を整えることを目指す。				
4 鉄道駅等公共交通におけるバリアフリー整備の推進 鉄道駅および沿道エリアにおいて、利用しやすい環境を整えることを目指す。				
5 道路・交通空間におけるバリアフリー整備の推進 歩行者・車いす等の移動がしやすい環境を整えることを目指す。				
6 障害者特有の課題のバリアフリー整備の状況 歩行者・車いす等の移動がしやすい環境を整えることを目指す。				
7 心のバリアフリーに関する取組の推進 心のバリアフリー化の推進を図ることを目指す。				
※バリアフリー化の普及・啓発活動の必要性 市民・事業者等にバリアフリー化の必要性を説明し、啓発活動を行うことを目指す。				

特定事業の内容	大分駅周辺		鶴崎駅周辺	
	シール	ポストイット	シール	ポストイット
1 公共交通特定事業 バス・タクシー・タクシー（電動）-ワンワン、エスカレーター、エレベーター等の設置、利用しやすい設備・サービスの実施等により、高齢者や障がい者の移動がしやすくなることを目指す。				
2 道路特定事業 歩行者・車いす等の移動がしやすい環境を整えることを目指す。				
3 障がい者専用特定事業 障がい者専用設備の設置等により、障がい者の移動がしやすくなることを目指す。				
4 都市公園特定事業 都市公園におけるバリアフリー化の推進を図ることを目指す。				
5 施設物特定事業 施設物におけるバリアフリー化の推進を図ることを目指す。				
6 交通安全特定事業 歩行者・車いす等の移動がしやすい環境を整えることを目指す。				

心のバリアフリー化の施策に関する重みづけ	大分駅周辺		鶴崎駅周辺	
	シール	ポストイット	シール	ポストイット
A 理解を深めるための啓発・広報活動による推進 A-1 情報提供の充実 A-2 関係者・住民の意見・意見をバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に活用して、課題の解決に向けた取組を促進する。また、関係者の意見・意見を収集し、課題の解決に向けた取組を促進する。				
A-3 高齢者、若年者、若年者、若年者に対する啓発活動の推進 A-4 高齢者、若年者、若年者に対する啓発活動の推進 A-5 高齢者、若年者、若年者に対する啓発活動の推進				
B 実施に行動につなげるための支援となる幅広い教育活動の推進 B-1 市民向けアンケートの実施・調査 B-2 市民向けアンケートの実施・調査 B-3 市民向けアンケートの実施・調査 B-4 市民向けアンケートの実施・調査 B-5 市民向けアンケートの実施・調査				

2. バリアフリーに対する意見のまとめ

【まち歩きにおける指摘事項】

■ 鶴崎駅周辺地区 A コース

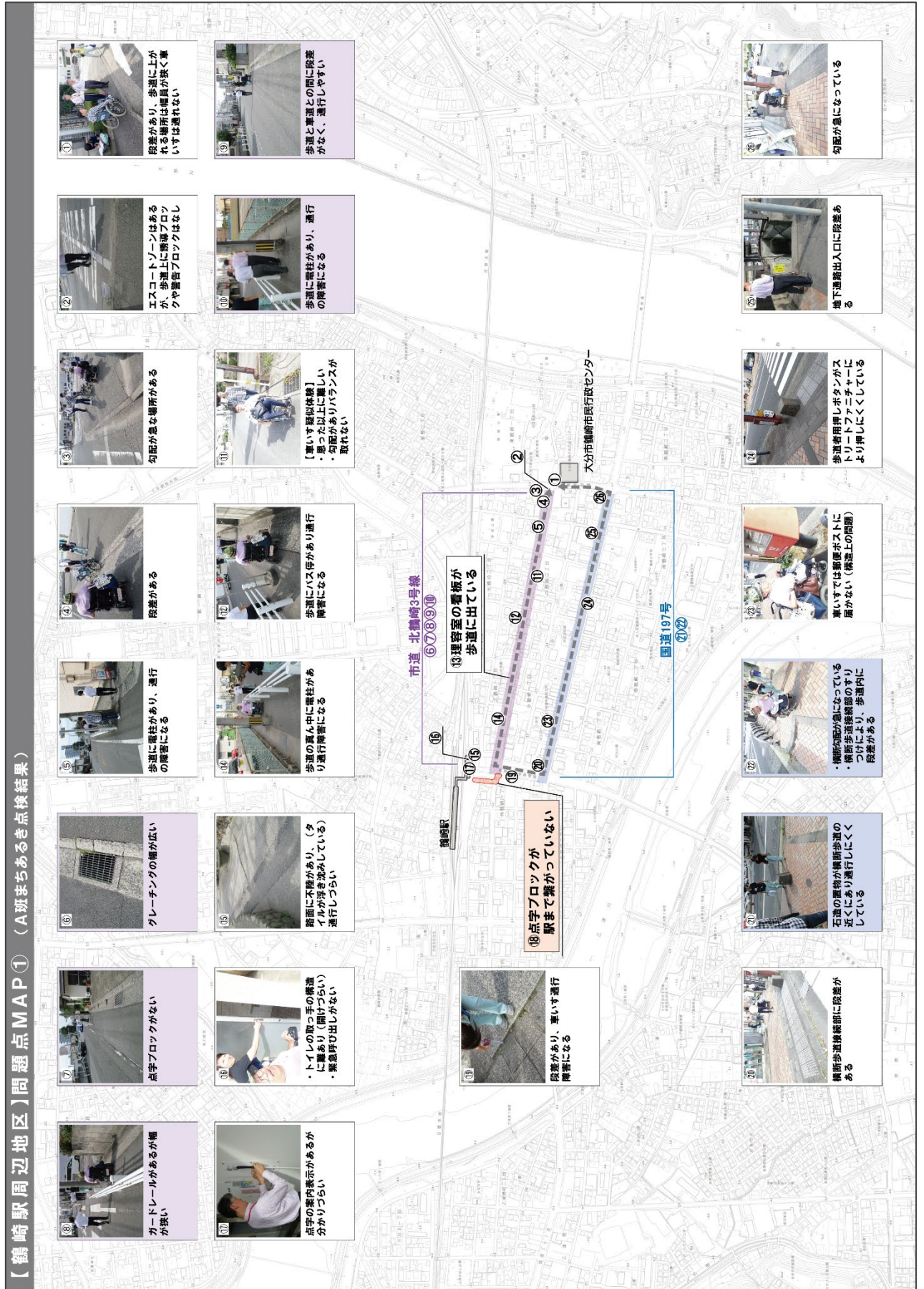
番号	場所	意見
1	県道 鶴崎港線	段差があり、歩道に上がれる場所は幅員が狭く車いすは通れない
2	県道 鶴崎港線	エスコートゾーンはあるが、歩道上に誘導ブロックや警告ブロックはなし
3	県道 鶴崎港線	勾配が急な場所がある
4	市道 北鶴崎3号線	段差がある
5	市道 北鶴崎3号線	歩道に電柱があり、歩行の障害になる
6	市道 北鶴崎3号線	グレーチングの幅が広い
7	市道 北鶴崎3号線	点字ブロックがない
8	市道 北鶴崎3号線	ガードレールがあるが幅が狭い
9	市道 北鶴崎3号線	歩道と車道との間に段差がなく、通行しやすい
10	市道 北鶴崎3号線	歩道に電柱があり、通行の障害になる
11	市道 北鶴崎3号線	【車いす疑似体験】・思った以上に難しい ・勾配がありバランスが取れない
12	市道 北鶴崎3号線	歩道にバス停があり、通行障害になる
13	市道 北鶴崎3号線	理容室の看板が歩道に出ている
14	市道 北鶴崎3号線	歩道の真ん中に電柱があり通行障害になる
15	鶴崎駅前広場	路面に不陸があり、(タイルが浮き沈みしている) 通行しづらい
16	鶴崎駅	・トイレの取っ手の構造に難あり(開けづらい)、・緊急呼び出しがない
17	鶴崎駅	点字の案内表示があるが分かりづらい
18	県道 鶴崎停車場線	点字ブロックが駅まで繋がっていない
19	県道 鶴崎停車場線	段差があり、車いす通行障害になる
20	国道 197号	横断歩道接続部に段差がある
21	国道 197号	石造の置物が横断歩道の近くにあり通行しにくくしている
22	国道 197号	・横断勾配が急になっている・横断歩道接続部のすりつけにより、歩道内に段差がある
23	国道 197号	車いすでは郵便ポストに届かない(構造上の問題)
24	国道 197号	歩道者用押しボタンがストリートファニチャーにより押しにくくしている
25	国道 197号	地下通路出入口に段差がある
26	国道 197号	勾配が急になっている

■鶴崎駅周辺地区Bコース

番号	場所	意見
1	市道 東鶴崎1号線	横断歩道接続部に段差がある
2	市道 東鶴崎1号線	グレーチング蓋の隙間が広く、車いすの前輪が落ちる
3	鶴崎公民館	急勾配で上りづらい
4	鶴崎公園	溝がある
5	鶴崎公園	舗装がされていない(舗装された動線があればよい)
6	鶴崎公園	ドアが重く開閉しづらい
7	鶴崎公園	室内が狭い
8	鶴崎公園	手洗い場に足がひっかかり使用しづらい
9	鶴崎公園	非常呼出ボタンが反応しない
10	鶴崎公園	足がひっかかり使用しづらい
11	県道 鶴崎港線	横断歩道接続部の勾配が急であり、段差がある
12	県道 鶴崎港線	歩道の横断勾配がきつく、車いすが車道側に落ちそうになる
13	県道 鶴崎港線	郵便ポストの投函口の位置が高い(車いすでは届かない)
14	国道197号	横断歩道接続部の勾配がきつく、待機場所がない。舗装が破損している
15	国道197号	雨天時に滑りやすい舗装になっている
16	国道197号	側溝蓋の隙間が広く、車いすの前輪が落ちる
17	国道197号	南北を横断する歩行者用青信号の点灯時間が短い
18	(外)割烹 菊乃家	出入口に段差がある
19	市道 東鶴崎下徳丸線	横断歩道がない交差点がある
20	市道 東鶴崎下徳丸線	横断歩道接続部の勾配が急であり、段差がある
21	市道 東鶴崎下徳丸線	側溝蓋の隙間が広く、車いすの前輪が落ちる
22	(外)市道 南鶴崎3号線	スクールゾーンに設定されているが歩道がなく、規制が朝だけである
23	市道 東鶴崎下徳丸線	植栽樹跡の埋め立てが不十分
24	県道 鶴崎港線	段差がある
25	市道 北鶴崎3号線	電柱や防護柵で幅員が狭くなっている
26	市道 東鶴崎1号線	歩道の幅員が狭く、縦断勾配が急である
27	鶴崎支所	ドア開閉用の外側のセンサーがあるなど使いやすい
28	鶴崎支所	ドア開閉用の内側のセンサーがベッドが障がいとなり使いづらい
29	鶴崎支所	手洗い場に足がひっかかり使用しづらい
30	鶴崎駅周辺地区	誘導ブロックが配置されていない
31	鶴崎駅周辺地区	歩きやすい道路がない
32	鶴崎駅周辺地区	グレーチング蓋を細目にすべき
33	鶴崎駅周辺地区	音声案内がある箇所が少ない

【問題点MAP①】

■鶴崎駅周辺地区Aコース

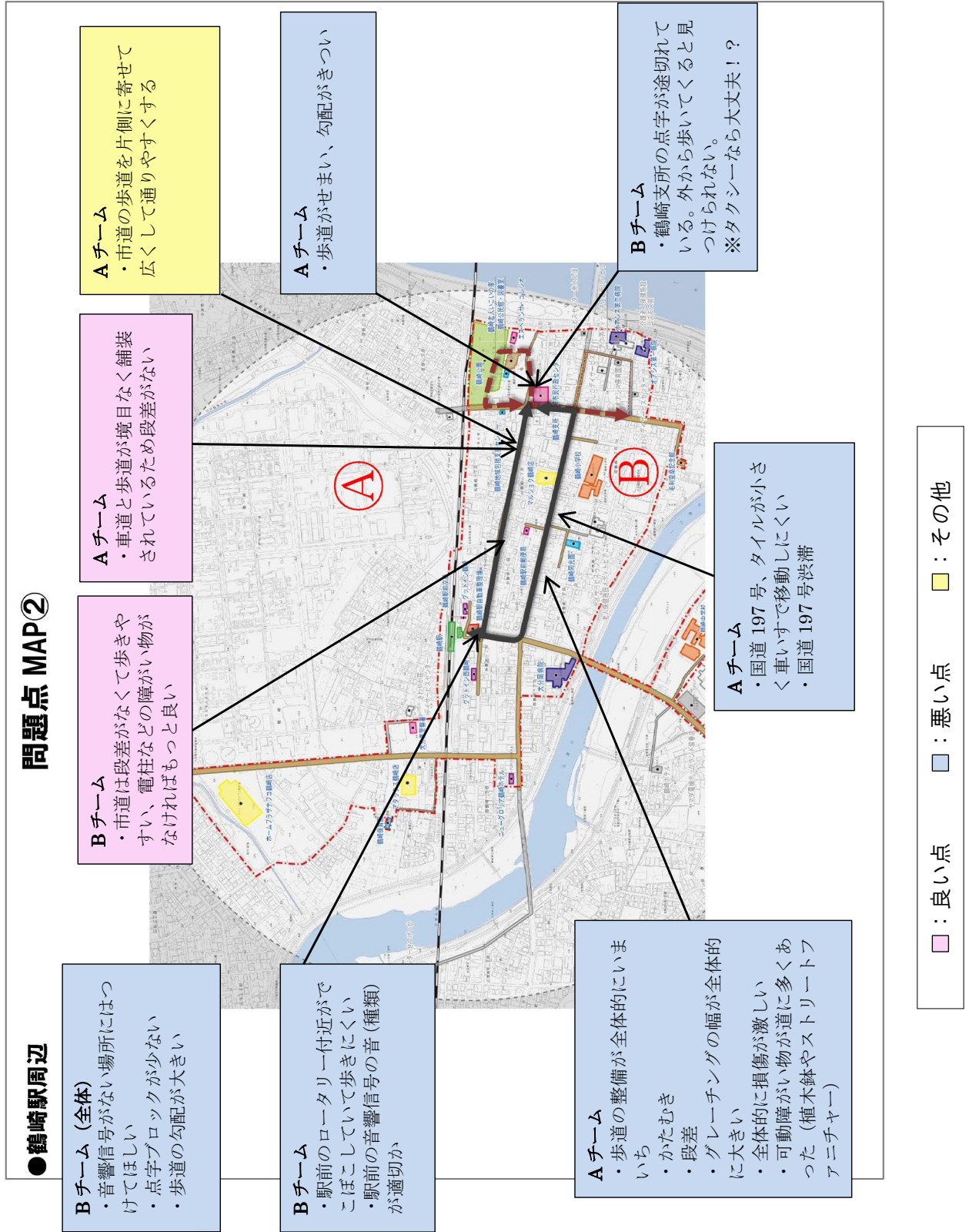


■ 鶴崎駅周辺地区Bコース

【鶴崎駅周辺地区】問題点MAP① (B班まちなき点検結果)



【問題点MAP②】



■まち歩き調査全体を通しての感想・意見

(意見交換会アンケートより)

- ・調査ルート of 把握ができています。
- ・官民協働で取り組んでいる所が良い。
- ・もう少し様々な障害者の方に参加してもらった方がもっといろいろな意見がもらえたのではないかと。
- ・体験等を取り入れた方が良いと思う。
- ・街歩きの調査ルート範囲を広げた方がいい。バリアが見やすい場所を選んでほしい。
- ・まち歩き点検を行って現状把握を行うのは良いことだと感じた。
- ・街歩きを一緒にしたことで十分に理解ができた。
- ・問題点や改善点の把握ができた。
- ・あまり利用していない区間は、良くも悪くもわからなかった。
- ・ハード面も大切ですが、ソフト「心のバリアフリー」も大切だと感じました。
- ・補修工事でのバリアフリーの意識が必要では。
- ・何度か実施していただきたい。
- ・小さい子供の親に長時間大変なため、今回コンパクトで良かった。
- ・大分駅周辺については、ある程度の整備がされており、心のバリアフリーを意識する段階と思われます。一方、鶴崎駅周辺については、まずはハード面の整備が必要と思われます。

1. 点字ブロック敷設の方法について

- ア. 歩道にスペースがある交差点においては、横断歩道に向かうブロックとの分岐点の位置を車道からできる限り離してほしい。
- イ. 横断歩道のエスコートゾーンは、歩道の誘導ブロックとずれることのないようにしてほしい。
- ウ. 歩道の誘導ブロックは民地側より最低 60cm ほどスペースを取ってほしい。
- エ. 歩道に自転車レーンがある場合、誘導ブロックを可能な範囲で民地側に寄せてほしい。

2. 音響信号機について

- ア. 音響信号の音を適正な音量で流してほしい。
- イ. 音響信号機のスピーカーの位置を低くすることはできないでしょうか。
- ウ. 音響信号の稼働時間は、環境に配慮することはもちろんですが、適正な時間にしてほしい。

3. 信号機の青信号の時間について

- ア. 交差点によっては、横断歩道の距離を考えたとき、短すぎる所はないでしょうか。
- イ. 時間帯によって青信号の時間が短くなる点は、考慮できないことでしょうか。
- ウ. 「エクシオテック」製のシグナルエイドのような機器を使用して、その時だけ青信号の時間を長くしたり、音響を流したりする方法はできないでしょうか。

【テーマ②：バリアフリーに関する重みづけ】

■バリアフリー化を取り巻く課題（取組方策）の重みづけ

バリアフリーを取り巻く課題の整理	大分駅周辺		鶴崎駅周辺	
	ポイント	意見	ポイント	意見
①高齢者や障がい者を含む全ての人にやさしいまちづくり 平成25年度に策定している大分市バリアフリー基本構想においては、障がい者の有無や年齢にかかわらず、安心して生活できるようにバリアフリーを展開しており、高齢者や障がい者を含む全ての人にやさしいまちづくりが求められます。	8	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりをする時に当事者の意見を聞く場をもうける。 ・全ての人にやさしいことは最も重要（でも難しい） ・障がい者が歩きやすければ自然と誰もが歩きやすい 	8	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者に優しいまちづくりが大切 ・高齢者や障がい者の意見を聞くのが大事 ・計画の段階で意見を聞く ・まちづくりの最初にいろんな方の意見を（高齢者や障がい者） ・安全性研究会（SSS）に対する一定の基準を示す事ができないか？
②改正バリアフリー法への対応 バリアフリー基本構想を促進するために、2020年東京パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会の実現とともに、高齢者・障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現の必要性等から、バリアフリー法が平成30年に改正に従い、バリアフリーのマスタープランの作成を執り行います。	1		1	
③重点整備地区におけるバリアフリー整備の推進 現基本構想策定後、目標年度（平成32年）の概ね中間時点に当たる平成30年度末には、大分駅周辺地区における事業進捗率が78%と整備が順調に進められています。重点整備地区となる鶴崎駅周辺地区の整備とともに、今後ともバリアフリー整備を進めることが重要です。	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ハード整備は重要 ・モデル地区の良い点を広め他地区の意識向上につながる 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・重点整備地区整備が第一 ・鶴崎駅は大分駅に比べて整備が遅れている（1位） ・まず整備を進める ・点字ブロック等、整備がまだまだ進んでいない
④鉄道駅等公共交通におけるバリアフリー整備の推進 鉄道駅のバリアフリー化は、大分駅、鶴崎駅について進められていますが、今後とも引き続き整備を進める必要があります。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームドアの整備 まず命を守るための整備が必要 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームドアの整備 まず命を守ることが最優先 ・バリアフリー化が完了と言われてもまだ改良の余地はある
⑤道路・交通安全におけるバリアフリー整備の推進 道路特定事業は、路線や箇所数が多くなることから、事業の推進が厳しい状況にあります。しかし、バリアフリーのネットワーク形成を促進し、利用者のニーズに対応するとともに、実現可能な整備を実施するように進めていくことが重要です。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・まずハード整備が必要では（心のバリアフリーは時間？） 	7	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な移動を目指すには道路が重要 ・まずは道路から（2位） ・点字ブロック、エスコートゾーン連続性の確保が必要
⑥建築物等施設のバリアフリーの整備状況 生活関連施設について、実現可能な整備を実施するように進めていくことが重要です。また、施設に対して、バリアフリー整備への経済的な支援も今後の課題と考えられます。	3	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道の整備が進んでいるので、次は建築物を ・いい店へのアクセスがまだ ・補助金の啓発 	4	
⑦心のバリアフリーに関する取組方策 大分市では、障がい者団体等利用者からも「心のバリアフリー」への取組は、一定の評価が得られています。今後もこのような活動を着実に継続し市民意識の向上、並びに公共交通事業者に対する教育・研修を図ることが重要と考えます。	8	<ul style="list-style-type: none"> ・研修が大切 当事者の意見を反映するための研修 ・中央道りは、歩行者・自転車のマナーUPが必要 ・大分駅周辺については、ある程度の整備が進められている ・違法駐輪 自転車が既に減ってきており今後も推進すべき ・ハード面の整備も大事だがまずは内面的な心のバリアフリーを理解することが大事 	3	
⑧バリアフリー化の普及・啓発活動の必要性 大分市は、全国的でもいち早くバリアフリー基本構想を策定し、一体的・総合的なバリアフリー化を推し進めています。これまでの実績を伴う成果を踏まえ、多くの市民にバリアフリーの周知と、施設利用の向上及び普及を促す活動を推進していきます。	9	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識の改善が重要（ソフト対策・助け合い） ・自転車道など理解が足りないなど啓発 ・日常の利用時からバリアフリーに対する疑問を持ち意見を述べる ・ハードはある程度OK ソフト面にウエイトをシフトしていくべき 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもへの教育などで未来が明るくなる

■バリアフリーの事業に関する重みづけ

特定事業の内容	大分駅周辺		鶴崎駅周辺	
	ポイント	意見	ポイント	意見
①公共交通特定事業 ・特定旅客施設におけるバリアフリー設備(エレベーター、エスカレーター等)の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更 ※なお、旅客施設を含まない重点整備地区の場合は、当該市町村内の特定旅客施設を結ぶ特定車両と、当該特定旅客施設のバリアフリー化の事業も対象となります。	9	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を運転しない人は、公共交通は重要 ・空港に行く手段がない。エアライナーに車イスが乗れない ・大分駅は大丈夫だがそれ以外の乗り物がまだバリアフリー化されていない ・車イスが乗る福祉タクシーは運賃が高い(初乗り料金) ・バス運転手の対応 降りてこない ・バス 乗れるバスが少ない。ノンステップバスが少ない ・ホームドア! ・改札～ホームOK トイレ、土産物産などへの誘導ブロック 	8	<ul style="list-style-type: none"> ・駅出口のスロープが危ないなど拠点の整備 ・ホームドア!
②道路特定事業 ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物(歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等)の設置 ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良(歩道の拡幅、路面構造の改善等)	4	<ul style="list-style-type: none"> ・更なる推進 ・スムーズ交差点が増えれば良い町に 	9	<ul style="list-style-type: none"> ・鶴崎駅での車イス体験を経験し、一番に改善すべき ・生活関連の施設と駅を結ぶルートの整備が重要 ・歩道がない ・建物へ行く経路が大事 ・歩道の幅
③路外駐車場特定事業 ・特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設(車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等)の整備	1	<ul style="list-style-type: none"> ・車イス使用者の方のために必ず設置し、増設すべき 	1	
④都市公園特定事業 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備	2	<ul style="list-style-type: none"> ・大分駅周辺の公園は大丈夫 ・小さい子どもを持つ親の休憩スペースは利用者増に必要 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレに車イスで入れるようにする事が大切 ・誰もが休憩のできる場所を
⑤建築物特定事業 ・特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備 ・全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備	7	<ul style="list-style-type: none"> ・入口の段差 ・通路の広さ ・トイレ ・建築物がバリアフリーでなければ意味がない(うすい) ・道路整備の進み具合から次は建築物 ・補助金の啓発 ・店へ入店できないので入りやすく ・エレベーター 	5	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化された建築物が少ない ・バリアフリー対応トイレを増やす
⑥交通安全特定事業 ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置(高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等) ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止(違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等)	6	<ul style="list-style-type: none"> ・駅等と目的先(建築物)をつなぐ経路のバリアフリー化は重要 ・交差点の安全性をもっと高く ・布設はされているが適切でない場所がある 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備にあわせ交通安全面も ・横断歩道 信号がなく危ない

■心のバリアフリー化の施策に関する重みづけ

A 理解を深めるための啓発・広報活動による推進	大分駅周辺		鶴崎駅周辺	
	ポイント	意見	ポイント	意見
A-①情報提供の充実 ・誰もが必要な情報をいつでも取り出すことができる仕組みづくり	4	・情報提供位の内容を当事者の目線に立って作成する ・簡潔かつ的確に必要な情報が手に入るように	4	
A-②優れた取組の普及・啓発 ・バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関して、功績のあった方に対して表彰するなど、優れた取組の普及・啓発を促進します。	1	・民間の建築物のバリアフリー化を進めるために重要	1	
A-③障がい者、高齢者、妊婦や子ども連れの人等の抱える困難やそのニーズの理解の促進 ・障がい者が利活用する器具や補助犬、各種障害を対象としたマーク・高齢運転者標識・マタニティマーク等の普及と理解を促進します。	5	わかりやすいマーク啓発・促進	4	正しく理解する
A-④正しい理解を深めるための意見交換に見られる啓発・広報活動 ・市民の正しい理解を深めるため、意見交換等による啓発・広報活動を実施します。	4	・正しい理解は、正しい改善の基本	6	
B 実際に行動につなげるための支援となる幅広い教育活動の推進	大分駅周辺		鶴崎駅周辺	
	ポイント	意見	ポイント	意見
B-①市民向けのマニュアルの作成・普及 ・支援を必要とする方に誰もが手助けできる方法を解説した、一般市民向けのマニュアルの作成・普及を行います。	0		0	
B-②小学校・中学校・高等学校における教育活動の推進 ・児童生徒と障がい者、高齢者や幼児等との交流の促進や、車いす、アイマスクを用いた体験活動等、小学校・中学校・高等学校における教育活動を推進します。	8	・子どもへの教育が大事 ・バリアフリーの教育を若いうちから行うことが重要 ・大人になると考えを変えづらい、子どもの内に意識づけを ・継続的な教育が必要、体験など入れ	9	・障がい者と共に教育を受けられる環境づくり(自然な学び場)
B-③「バリアフリー教室」の開催 ・実際に公共交通機関等を活用しながら、障がい者や高齢者等の移動の困難さを疑似体験し、サポートの方法等について学ぶ「バリアフリー教室」を開催します。	2		2	
B-④ボランティア活動に対する取組の支援 ・障がい者、高齢者や子ども連れの人々の移動、切符購入のサポート等を行うボランティア活動に対する取組を支援します。	1		1	
B-⑤当事者参加型の教育プログラム ・当事者参加型の教育プログラム(ブラインドサッカーやフロアバレー等)等を通して、健常者が当事者と関わりを持つことで障がい者の特性を知ることのできる取組を推進します。	6	・当事者の考え方や意見に関わる事が大事 ・スポーツやゲームなど一緒に活動する場づくり(自然な学びの場) ・当事者の声を反映した教育研修が必要 ・楽しみながら困難な点を理解できる	7	
B-⑥マニュアルや教育プログラムの普及・啓発 ・マニュアルや教育プログラムの普及・啓発等を通じて、行政機関や企業等の職員が様々な人の多様なニーズに対応したきめ細やかな配慮と対応できるように取組を推進します。	1		1	

■重みづけ全体を通しての感想・意見

(意見交換会アンケートより)

- 参加者で取り組めたことが良かった。
- シールを貼る枚数を全ての項目に対して評価できるようにする。
- 重み付け等については、施設管理者とも協議してほしい。
- 意見交換会を通じて、様々な人の意見を聞くことができ自分自身の視野が広がった。とても良かった。
- 鶴崎駅周辺は、利用していない為、重み付けが難しかった。
- もうちょっとグループ内のディスカッションを深めてから進めた方が良かったと思った。
- バリアフリー事業で掲げられた取り組みはどれも大切なものである。
- 大変難しかった。それぞれの生活の中で感じていることが違うとわかった。
- 予算が取れば他の意見も出したい。
- 非常に勉強になりました。
- 安全性が第一、利便性・環境をどのような順番、粒度でやっていくかを検討する方が良かったと思った。
- ふだん考える事がないようなことを考えて良かったです。利用者のニーズによって広まってくると思う。みなさんで議論できて良かったです。

■その他 感想・意見

(意見交換会アンケートより)

- 今後も当事者の意見を取り入れてもらいたいのと、いろんな意見、思い等も計画に反映させてほしい。
- 学生、市役所職員、当事者の方等いろんな人の意見を聞くことができた。
- 意見交換会が合意形成だけでないようにしたい。
- 意見交換会自体を多くの参加者が関わってつくり上げられると良いと思う。
- このような、意見交換会をもっとすべきでは。
- 継続的实施をお願いします。
- このような場がもっと増えると良いと感じました。

3. バリアフリーまち歩き・意見交換会の様子

【まち歩き（令和元年10月11日）】

■ 鶴崎駅周辺調査風景



【意見交換会（令和元年10月18日）】

